発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022年３月31日
【発行者の名称】	エヴィクサー株式会社 (Evixar Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO　瀧川　淳
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目17番22号
【電話番号】	03-5542-5855
【事務連絡者氏名】	管理部長　内田　優希
【担当J-Adviserの名称】	株式会社アイ・アール ジャパン
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長・CEO　寺下　史郎
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
【担当J-Adviserの財務状況が公されるウェブサイトのアドレス】	https://www.irjapan.jp/ir_info/library/financial_results.html
【電話番号】	03-3519-6720
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	エヴィクサー株式会社 https://www.evixar.com/ 株式会社東京証券取引所 http://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１．TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部【企業情報】 第３【事業の状況】 ４【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２．発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下、「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり、又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３．TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下、「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、株式会社東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

４．株式会社東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１ 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第16期	第17期	第18期
決算年月		2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高	（千円）	142,553	98,214	127,340
経常損失（△）	（千円）	△29,539	△101,161	△122,192
当期純損失（△）	（千円）	△54,412	△101,451	△107,348
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	―	―	―
資本金	（千円）	243,500	243,500	298,580
発行済株式総数 普通株式	（株）	524	524	2,711,800
純資産額	（千円）	140,798	37,506	40,317
総資産額	（千円）	273,184	282,345	249,302
１株当たり純資産額	（円）	53.73	14.31	14.87
１株当たり配当額 （１株当たり中間配当額）	（円）	― （―）	― （―）	― （―）
１株当たり当期純損失（△）	（円）	△22.61	△38.72	△40.93
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	51.5	13.3	16.2
自己資本利益率	（%）	―	―	―
株価収益率	（倍）	―	―	―
配当性向	（%）	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△8,184	△89,139	△55,077
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△1,486	△8,678	△11,435
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	181,587	98,543	41,807
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	222,323	223,048	198,343
従業員数 （外、平均臨時雇用人員）	（人）	10 （１）	11 （１）	15 （２）

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含まれておりません。
３．持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため、記載しておりません。

４．当社は、2021年９月30日付で普通株式１株につき5,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失を算定しております。
５．１株当たり（中間）配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。
６．第16期及び第17期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、１株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。また、第18期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
７．自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
８．第16期及び第17期の株価収益率については、当社株式は非上場であり、また、当期純損失であるため、記載しておりません。また、第18期の株価収益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
９．配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
10．従業員数は就業人員（執行役員及び技術専門役員を含む。ただし、取締役であるものを除く。）であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（　）内に外数で記載しております。
11．「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、第17期及び第18期の財務諸表については、東光監査法人の監査を受けておりますが、第16期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
12．第17期より監査法人による金融商品取引法に準じた監査を受けることとなり、監査の過程で発見された過年度における仕掛品の算定及び固定資産の評価並びに売上計上及び当該売上債権に対する貸倒処理に係る誤謬の訂正を行っております。この結果、第17期の期首の利益剰余金及び純資産が減少しております。

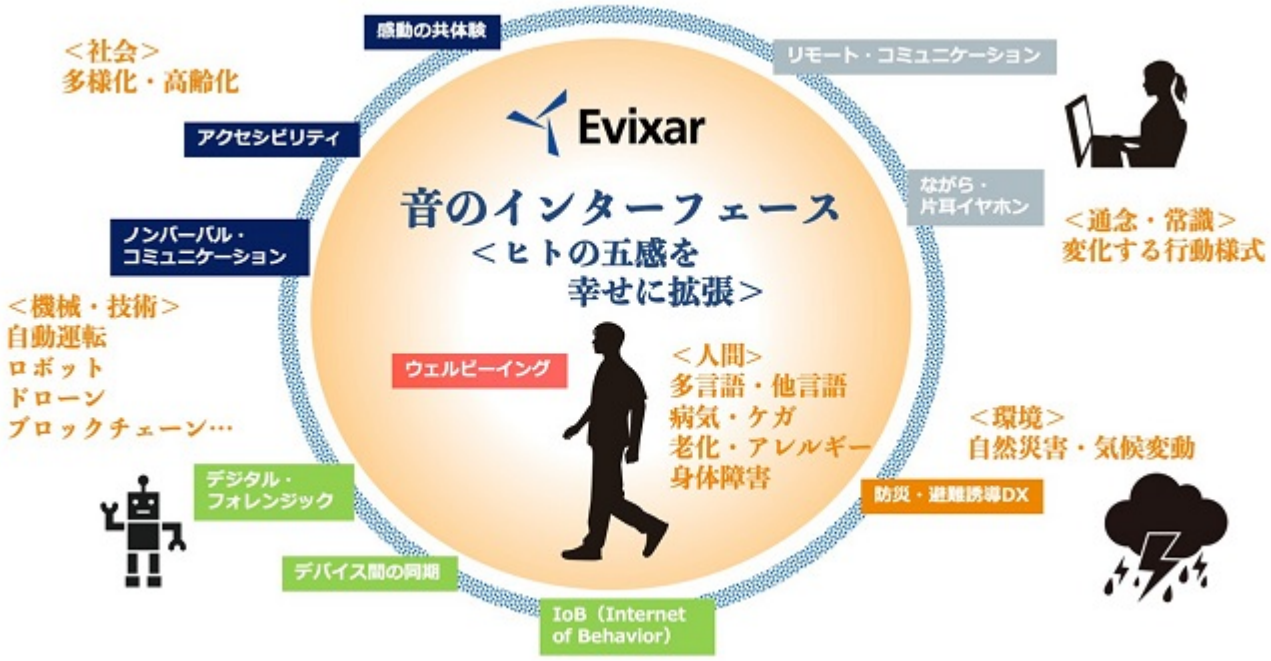
２ 【沿革】

当社の設立以降、現在に至るまでの経緯は、以下のとおりであります。

年　月	概　要
2003年７月	韓国法人Wisehyun Co., Ltd.（その後、Evixar Inc.に社名変更）の日本事務所として創業
2004年３月	東京都墨田区において、日本エヴィクサー株式会社（資本金1,000万円、Evixar Inc.の子会社）設立
2005年１月	韓国法人Evixar Inc.の解散に伴い、瀧川淳（当社代表取締役社長CEO）が当社をMBO（Management Buyout）し、再スタート
2005年３月	本社を東京都新宿区に移転
2006年６月	本社を東京都中央区八丁堀に移転
2008年11月	音声フィンガープリント技術・音響透かし技術を活用した「音響通信ソリューション」事業の開始
2010年８月	本社を東京都中央区新川に移転
2014年11月	本社を東京都中央区新川内で現所在地に移転
2015年４月	社名をエヴィクサー株式会社に変更
2016年１月	「Another Track（R）」（音響通信によるデバイス制御ソリューション）リリース
2017年３月	当社の音響通信技術を活用した新製品・新サービス等の開発を推進するため、株式会社博報堂DYホールディングス及びデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社と資本・業務提携
2017年４月	「Another Track（R）」が第29回「中小企業優秀新技術・新製品賞」ソフトウェア部門（主催：りそな中小企業振興財団／日刊工業新聞社、後援：経済産業省 中小企業庁）において、優秀賞を受賞
2017年11月	「Another Track（R）」が「2017年 世界発信コンペティション」製品・技術（ベンチャー技術）部門（主催：東京都）において、東京都ベンチャー技術優秀賞を受賞
2018年８月	文化庁「平成30年度 戦略的芸術文化創造推進事業」の「劇場・音楽堂等の情報バリアフリー化に向けた最適システムの構築に関する調査・検証事業」において、実証実験に係る障害者対応・外国人対応に活用できるアプリケーション（字幕サポート、音声サポート、多言語翻訳等）に選定
2018年11月	総務省「平成30年度 競技会場におけるICT利活用に関する調査研究」の「競技会場におけるICT利活用に関する実証実験」（於：武蔵野の森総合スポーツプラザ／味の素スタジアム）において、「Another Track（R）を活用した音響通信による避難誘導」の実証実験の実施
2019年４月	伝統芸能の多言語字幕サービスアプリ「G・マーク」リリース（経済産業省 関東経済産業局「平成29年度商業・サービス競争力強化連携支援事業（新連携支援事業）」における採択事業から商用化）
2019年９月	当社の音響通信技術の活用による双方の業容拡大を推進するため、株式会社リコーと資本・業務提携
2020年２月	スマートフォン・スマートグラス向けアプリケーション「HELLO! MOVIE」（映画のバリアフリー上映等対応）リリース
2020年３月	全国映画館における「字幕メガネ」貸し出しサービス本格スタート
2020年８月	監査等委員会設置会社へ移行、執行役員制度及び技術専門役員制度を導入
2020年９月	総務省「令和２年度における高齢者・障害者向けの新たなICT機器・サービスの研究開発に対する補助金」の「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発」対象事業に採択
2020年10月	音響通信「Another Track（R）」をバージョンアップ（圧縮や音域カットへの耐性を強化、テレビや複数のオンライン配信などマルチチャネルへの同時発信に対応）
2020年11月	東京都「令和２年度先進的防災技術実用化支援事業」に採択
2021年２月	音響通信制御ペンライトシステム「Lumi x Air」（オンライン配信やパッケージ映像との同期演出、株式会社ルミカと共同）リリース
2021年４月	「CONTENTS SYNC TOY」（コンテンツ体験の視聴型から参加型への拡張、博報堂HYTEKと共同）リリース
2021年12月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式上場

3 【事業の内容】

当社は、「人々をより幸せにする音のインターフェースを実現する」というビジョンの下、社会に遍く普及するスピーカーとマイクを活用した「音響通信」の社会実装を通じた付加価値の提供と社会課題解決の実現に向けて、「音でみえる　音でつながる　音でたのしむ　音のソリューションパートナー」として、音の信号処理に基づくソフトウェア（音響通信／「音」の同期、認証技術等）の研究開発及びこれらの成果に基づく独自の音響通信ソリューションの提供を主な事業として取り組んでおります。



これまでは、主にエンターテイメント、TV視聴測定及びIoT／ M2Mの領域においてソリューション提供を行うとともに、2014年頃から多くの官公庁系事業において技術提供を行い、社会実装のためのPoC（Proof of Concept、実証実験）を行ってまいりました。今後は、これらの成果をベースとして、当社の音響通信技術が有する独自の技術優位性と汎用性を応用し、防災や交通機関・公共空間などにおける課題解決に向けて取り組んでまいります。

なお、当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

・　当社技術の特長と優位性

当社は、独自の要素技術として、「音声フィンガープリント（Audio Fingerprint）」技術・「音響透かし（Audio Watermark）」技術を開発し、これらのコア技術を中心とした音響通信ソリューションを提供しております。

なお、当社の音響通信技術は、「音波」領域に属する技術であり、とりわけ電波との比較を含め、以下のような特長を有しております。

ⅰ）音による通信が可能なため、放送や配信などとの相性が抜群によい。
ⅱ）スピーカーとマイクのみで通信が可能であり、開発と運用のフットプリントが軽い。
ⅲ）電波ではないため、技適不要であり、輸出を考慮した開発や国別の再検査が不要である。
ⅳ）オーディオアンプのボリューム調整のみで細やかな通信範囲の調整が可能である。
ⅴ）電波法の縛りがないため、音波の届く範囲までデータ送信が可能である。

（1）音声フィンガープリント（Audio Fingerprint）技術

音声フィンガープリント技術は、信号処理を用いてマルチメディアデータの内容を分析し、異なる内容のデータ同士の区別が可能な最小限の情報を抽出する技術により、指紋で個人を認識できるように、任意の機器で再生されるマルチメディアデータの内容を認識することを可能にしております。

無限に拡がり続けるインターネットを中心としたメディア消費、メディアデバイスの横断的な検索又はリアルタイム処理を行うためには高水準の技術が必要とされますが、当社の音声フィンガープリント技術の優位性は、その認識率の精度と効率的な検索機能を実現する軽量さにあります。

また、大容量のメディアに対して、フォーマット、コーデックに関係なく、音声のフィンガープリントを作成でき、その特徴量の比較を通じて、非常に高速に関連動画・楽曲等のクラスタリングを可能とし、リアルタイムの検索処理を実現しております。

なお、音声フィンガープリント技術は、音の特徴量（データの特徴を数値化したもの）を信号処理により符号化し、そのマッチングにより同一性を認識するものであります。それぞれのコンテンツの意味を認識するものではなく、符号化されたデータは不可逆であるため、本技術の利用によりプライバシーや著作権が侵害される懸念はありません。

音声フィンガープリント技術は、TV視聴測定等で既に商用化されております（詳細は、12頁参照）。また、後記の音響通信ソリューション「Another Track」を通じて、主にエンターテイメント分野で商用化されております。



（２）音響透かし（Audio Watermark）技術

音響透かし技術は、音声信号に暗号化を施した文字情報などを埋め込む技術であります。

当社の音響透かし技術は、メディア耐性、秘匿性、残響及び雑音耐性に優れ、音質劣化性能も検証済みであるため、従来技術では対応できなかった様々な用途や企画に応じたソリューションとしての提供が可能となっております。

音響透かし技術は、音声フィンガープリント技術と同様、後記の「Another Track」を通じて、主にエンターテイメント分野で商用化されており、今後は様々なデバイスへ組み込むことにより、IoT／ M2M分野や災害時の情報発信手段として防災分野における活用等を見込んでおります（詳細は、13頁参照）。



（３）音響通信「Another Track」

「Another Track」は、上記の音声フィンガープリント技術と音響透かし技術を組み合わせて、当社が独自に開発した音響通信ソリューションであり、主にスタジアム・アリーナ・劇場・映画館等での活用を想定した音響通信によるデバイス制御ソリューションであります（詳細は、11頁参照）。

「Another Track」は、複数の特許によって構成されており、当社の商標として登録済みであります。



とりわけ、映画や舞台向けソリューションにおいては、以下のような特長を有しております。

① スマートデバイス間で字幕などのデータを0.1秒以内で情報伝達

透かし音が流れると即座にスマートデバイスに字幕などのデータが表示されます。透かし音の送出をサンプラー等の設備と組み合わせることにより、舞台やライブ会場等での使用が可能となります。送出するデータは字幕に限られず、スマートフォンをサイリウムにする等、舞台上の演出にも対応可能であります。

② 透かし送出ソフトウェアによる字幕などデータの効率的な送信

PC画面上で字幕用の台詞と透かし音をテーブル上に表示し、ワンクリックで透かし音に台詞データを乗せて送出可能であります。また、いわゆる完パケのコンテンツだけでなく、ミュージカルや現代劇のBGMに透かし音を埋め込むことにより、これまでのプロダクション業務のみでの運用も可能であります。

③ インターネット通信のない環境での情報伝達

通信自体は電波を利用しないため、建物施設内や電波・無線LANのない環境においても情報伝達が可能であります。また、舞台やライブ会場等の通話やインターネット通信を遮断したい施設では、機内モード（携帯電話回線、Wi-Fi回線等の電波発信がオフの状態）での情報伝達も可能であります。

④ 既存の音響設備のみでスマートデバイスとの同期

専用の音響設備や特殊な音響設備は不要であります。舞台、ライブ会場等の既存の音響設備のみで情報伝達が可能であり、映画館や舞台、スタジアム・アリーナ等の様々なフィールドでの実績を多数有しております。

⑤ オンライン／オフライン双方に対応

オンライン配信時に施される圧縮や音域カットに耐性があり、テレビ・ラジオや複数のオンライン配信などマルチチャネルへの同時発信も可能となっております。また、発信側の信号生成には、VSTプラグインでの提供が可能であり、OBS Studio等でのオンライン配信にも利用可能となっております。

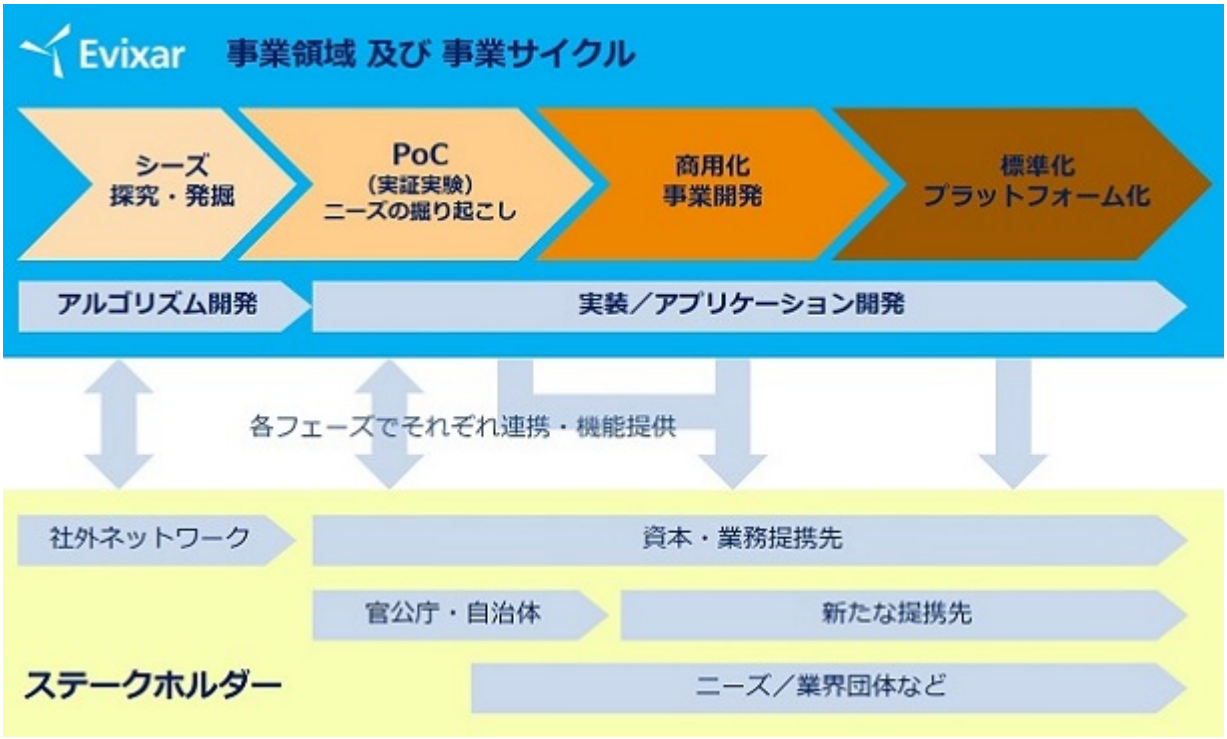
今後は、これまでのB2B、B2B2Cサービスにおけるソリューション提供を通じて培ってきたノウハウや価値を発展させ、標準化又はプラットフォーム化に向けて取り組んでまいりますとともに、当社の音響通信技術が有する独自の技術優位性と汎用性を応用し、防災や交通機関・公共空間などにおける課題解決に向けて取り組んでまいります。

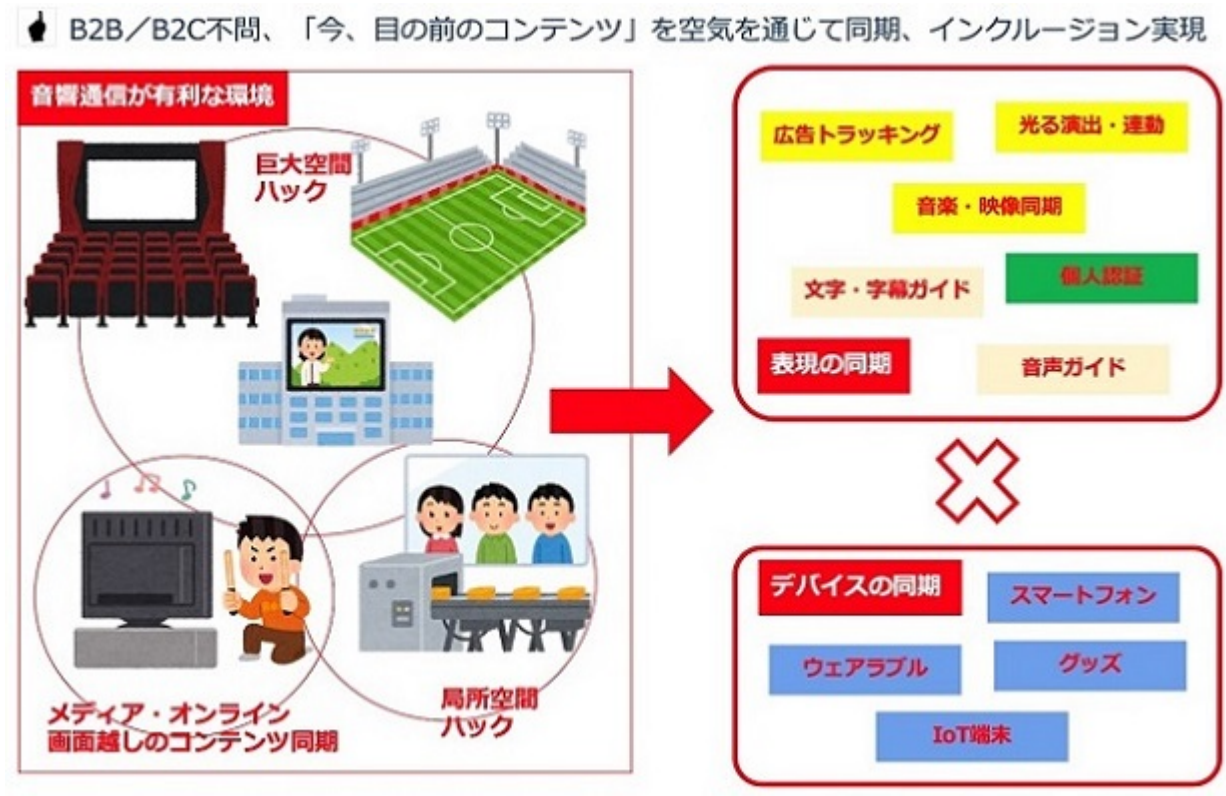
・　当社のビジネスモデル

当社は、コア・コンピタンスとして独自に「音声フィンガープリント」技術・「音響透かし」技術を開発し、これらのコア技術を中心としたICTソリューションを社会に適用・実装していく中で生まれる価値に対して、対価（ライセンス収入、レベニューシェア）を得ることを基本としております。

一般的にシーズ志向やプロダクト・アウトと呼ばれる事業開発モデルであり、重層的かつ複合的にPoC（Proof of Concept、実証実験）を積み上げ行く中で、より多くの産業分野において顧客ニーズを掘り起こし、単なる他の技術の代替ではなく、当社技術でこそ実現できる新しい市場を創出することを事業戦略の目標としております。

また、音響通信分野の技術者を中心としながらも、ICTソリューションとして広く応用可能とするために、スマートフォンやスマートデバイスにおけるアプリ開発（UI／UX設計含む。）、組み込みハードウェア（IoT）での実装、クラウドにおける大規模情報処理などに対応できる多彩な技術者を擁しております。





・　主な活用用途

当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントでありますが、これまでに提供してまいりましたソリューションの主な活用用途は、以下のとおりであります。

（１）エンターテイメント　Another Track　商用化

①　映画／「メガネで見る字幕ガイド、スマホで聴く音声ガイド」

2015年、経済産業省の平成27年度コンテンツ産業強化対策支援事業（映画上映に関するバリアフリー対応に向けた障害者の視聴環境の在り方に関する調査事業）における実証実験等を経て、日本の映画業界が取り組む視聴覚障害者向けバリアフリー上映の仕組みに当社のスマートフォン・スマートグラス向けアプリケーション「HELLO! MOVIE（ハロームービー）」が業界標準として採用されております。



② 映画／全国映画館における「字幕メガネ」貸し出しサービス

日本の映画業界が取り組む全国映画館における「字幕メガネ」（メガネ型ディスプレイ端末）貸し出しサービスに、当社アプリケーション「HELLO! MOVIE」による字幕配信機能が採用されております。株式会社サンライズ社、特定非営利活動法人メディア・アクセス・サポートセンター（MASC）とともに、課題であった字幕メガネの普及を大きく推進するため、2020年３月より字幕メガネと専用端末一式500セットを全国100ヵ所の映画館に順次配備しております。

③ 映画／映画と持ち込みスマートフォンの連動による副音声サービス

上記①等で培った映画館内スマートフォン向けアプリケーションの活用実績をベースに、副音声（キャストや監督のコメントを本編とリアルタイムに同期したスマートフォンのイヤホンから配信し、キャストや監督と一緒に映画を観ているような感覚が味わえる特別企画であり、既に当該映画を鑑賞済みの人も、また新たな視点から映画を楽しめる）サービスを提供しております。

④ ミュージカル・伝統芸能／「字幕メガネ」等によるアクセシビリティ対応

2017年から取り組む経済産業省 関東経済産業局「平成29年度商業・サービス競争力強化連携支援事業（新連携支援事業）」、株式会社イヤホンガイド及び株式会社檜書店と連携して取り組む『伝統芸能における機動性の高い舞台解説サービスの開発・事業化』や、2018年から取り組む文化庁「平成30年度 戦略的芸術文化創造推進事業」の「劇場・音楽堂等の情報バリアフリー化に向けた最適システムの構築に関する調査・検証事業」を経て、ミュージカルや伝統芸能（歌舞伎、能、狂言など）の視聴覚障害者向けのバリアフリー対応、外国人向け多言語対応サービスを提供しております。

⑤ 工場見学、博物館等／スマートフォンを活用したガイドアプリの提供

当社の音響通信技術は、「指向性や音量調整を施すことで局所的な音響通信を実現可能」であるため、Wi-FiやBluetoothでは困難である「特定のエリアだけで／特定の部屋だけで、ユーザーの端末にトリガーを与えたい」というニーズを実現可能であります。また、「映像展示と同期した字幕や音声ガイドをスマートフォンから再生可能」であるため、ガイドツアーや展示の流れに沿った多言語ガイドが提供可能となっており、映画や劇場用途で培ったノウハウをベースに、「スマートフォン向けアプリケーションの開発・運用から多言語翻訳まで」の一貫サービスを提供しております。

⑥ 音楽・映像／屋外大型ビジョン「ユニカビジョン」とスマホの連動

キャンペーン企画者が街頭ビジョン等のコンテンツとユーザーの手元のスマートフォンを手軽に連動させることを音響通信で実現しております。

楽曲コンテンツに透かし音（暗号化したコード）を埋め込み街頭ビジョン等のスピーカーから放送し、スマートフォンやウェアラブルデバイス等のマイクを通じて取得した音からアプリケーションが透かし音を認識し、楽曲コンテンツとデバイスが完全に同期することで、ユーザーに対してより高品質な又は特別バージョンの楽曲を提供し、街頭ビジョン等でのユーザー体験をよりリアルなライブ感覚に演出することが可能であります。

⑦ オンライン配信ライブ／収益型演出連動グッズの展開

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大人数が集まるライブエンターテイメントやスポーツ興行の実施が制限される中、自宅等の離れた場所で配信ライブを視聴する機会が増えております。Withコロナ/Afterコロナの環境下においても会場の演出を画面越しでも再現するために、当社の音響通信技術を搭載したデバイス・グッズを提供しております。

（２）TV視聴測定　☝音声フィンガープリント　☝商用化

（首都圏及び関西圏における24時間／365日対応のテレビ放送ACR（Automatic Content Recognition、自動コンテンツ認識）データベースの運営）

正確さと動作の軽少さ、スケーラビリティをアドバンテージとして、他社に先駆けて様々なサービスとのリアルタイム連携を可能とする次世代型のACRプラットフォームを提供しております。

タイムシフト視聴（録画視聴）など、視聴者の視聴習慣やデバイスなどが多様化する中で、テレビ視聴の実態を測定するソリューションの拡充に対するニーズが高まっております。視聴者のタイムシフト視聴に対する正確なトラッキングニーズの高まりに応じて、当社では24時間／365日、首都圏及び関西圏におけるテレビ放送について、音声認識データベースをオンエア分だけでなく、過去の視聴分についても提供しております。

（３）IoT／M2M　Another Track　実証（一部商用化）

様々なデバイスへの組み込みノウハウを活用して、家電・電子機器・家庭用ゲーム機向け又はIoT分野におけるライブラリ・SDK開発を進めております。

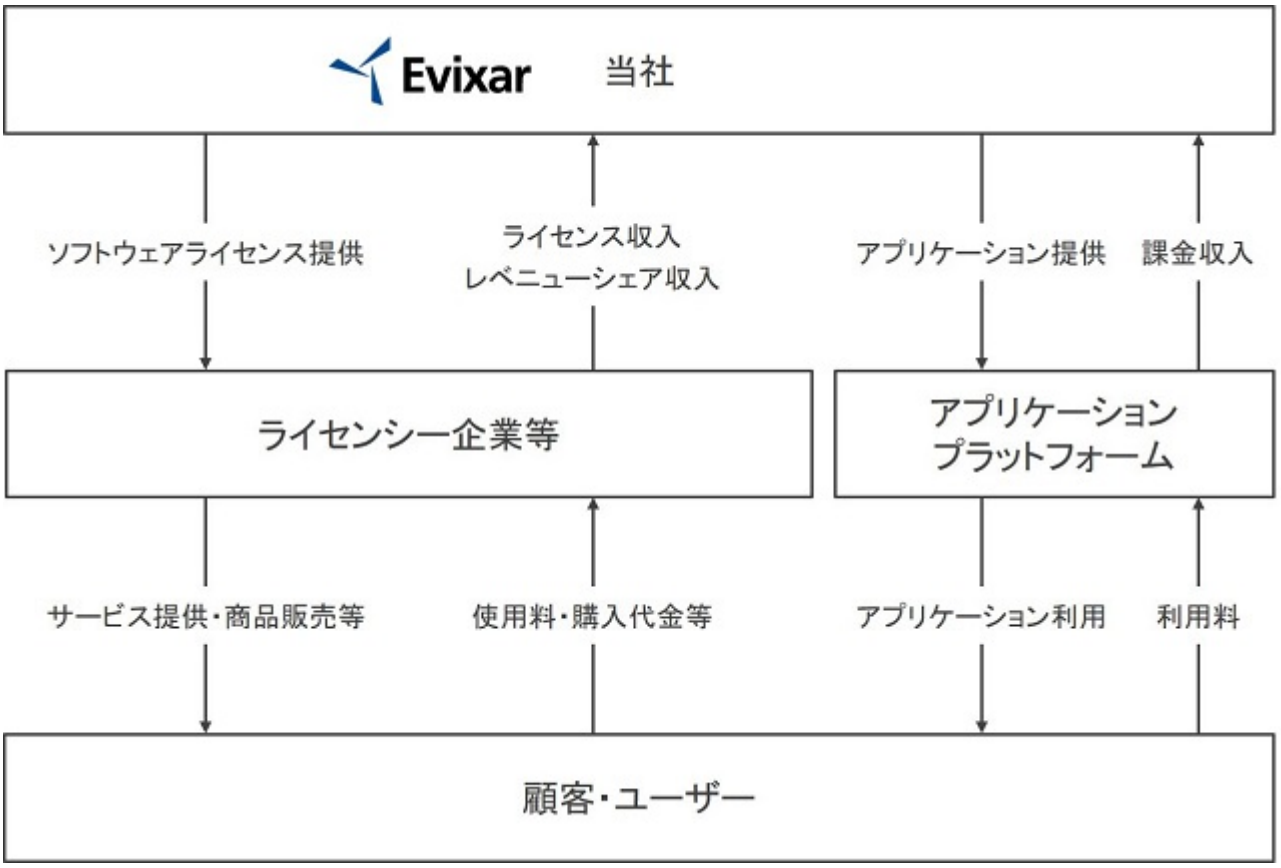
特に、主要メーカーとの協業により、音響通信を管理可能な音波ビーコン（マイコン型小型スピーカー）を活用した屋内の高精度位置測位ソリューションへの技術提供、音響透かし検出機能、音響通信（音波通信）による近距離通信の汎用モジュール化などに注力しており、大学等の授業における出席管理などでの一部商用化が始まっております。

また、自動運転やロボット、ブロックチェーン技術、スマート決済などの普及・拡大を背景に、スマートフォン向けアプリケーション等のユーザー端末では、近距離通信やPeer to Peer（P2P）通信の多様なニーズが拡がっており、当社の音響通信技術の実装を進めてまいります。

（４）防災　音響透かし　実証

インターネット通信のない環境下でのスマートデバイスへの情報提供、防災放送の音域に対応した透かし埋め込み技術、長距離伝達スピーカーによる広範囲な情報伝達、既存の音響設備のみで情報伝達が実現可能という特長を活用・応用して、防災／マス・ノーティフィケーション分野への展開を進めております。2018年、総務省「平成30年度 競技会場におけるICT利活用に関する調査研究」の「競技会場におけるICT利活用に関する実証実験」（株式会社リコー、みずほ情報総研株式会社と連携）では、平常時は競技の応援や場内ガイドに、災害発生などの非常時は多言語による避難経路等の情報を表示するなどの災害対応情報の提供を行う中で、武蔵野の森総合スポーツプラザ／味の素スタジアム（東京スタジアム運営）の非常用放送設備で全館をカバーする音響通信による機能提供を実現しております。

当社の事業系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

（1）発行者の状況

2021年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
15（2）	37.9	5.0	5,069

（注）1．従業員数は就業人員（執行役員及び技術専門役員を含む。ただし、取締役であるものを除く。）であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2．平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3．当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

（１）業績

当事業年度におけるわが国経済は、引続き、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大が続く中、首都圏や関西圏等を対象とする緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の断続的な発令により、経済・社会活動は相当の制限を受けました。当事業年度末にかけてワクチン接種が進み、感染者数の減少に伴い景気の持ち直しが見られたものの、欧州等での感染再拡大及び新たな変異株の出現により、先行きは極めて不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く経営環境については、映画を中心としたエンターテイメント関連は引続き新型コロナウイルス感染症の影響による一部活動制限等を余儀なくされる一方、オンライン配信ライブ等のWithコロナの環境下における新たな需要や既存サービスのDX（デジタルトランスフォーメーション）化への取組み機運の高まりに加えて、コロナ禍の状況にあってもSDGs（持続可能な開発目標）への事業的な取組みは国内においても着実に定着しつつあり、Withコロナ/Afterコロナの世界において、当社がビジョンとして掲げる「人々をより幸せにする音のインターフェース」とその社会課題の解決に向けたチャレンジが、より普遍的な価値を持ち得るとともに、その実現に向けて引続き取り組んでまいりました。

このような環境の下、当事業年度においては、引続き、Withコロナの環境下に対応した既存取組み事業の梃入れを行いつつ、４つの「新技術」（①Webブラウザ対応、②用途追究「収益型ペンライト・グッズ開発」、③パッケージ化によるサービスの輸出入展開、④SDGsに関連する官公庁系助成「専用ハードウェア開発」）に取り組み、将来的な成長に向けた投資を積極的に行いました。

以上の結果、当事業年度の売上高は127,340千円（前事業年度比29.7%増）、営業損失は93,828千円（前事業年度は営業損失103,995千円）、経常損失は122,192千円（前事業年度は経常損失101,161千円）、当期純損失は107,348千円（前事業年度は当期純損失101,451千円）となりました。

なお、当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（２）キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ24,704千円減少し、198,343千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、55,077千円の支出となりました。これは主に、税引前当期純損失107,058千円の計上、売上債権の増加1,903千円及び未払金の減少4,022千円があった一方で、減価償却費2,347千円の計上及び保険解約返戻金の受取額32,278千円の計上があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、11,435千円の支出となりました。これは主に、定期預金等の預入による支出10,450千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、41,807千円の収入となりました。これは、長期借入金の返済による支出46,892千円及び上場関連費用の支出21,000千円があった一方で、東京証券取引所TOKYO PRO Marketへの上場に伴う株式の発行による収入109,699千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

（1）生産実績

当社が展開する事業の特性上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

（2）受注実績

当社が展開する事業の特性上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

（3）販売実績

第18期事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであります。

セグメントの名称	売上高（千円）	前年同期比（%）
音響通信ソリューション事業	127,340	129.7

（注）1．最近２事業年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 （自　2020年１月１日 至　2020年12月31日）		当事業年度 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）	
	販売高（千円）	割合（%）	販売高（千円）	割合（%）
株式会社スイッチメディア	24,000	24.4	24,000	18.9
株式会社リコー	21,000	21.4	－	－

2．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3．当事業年度の株式会社リコーに対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社の対処すべき課題は、以下のとおりであります。

（1）収益基盤の強化及び当社技術の用途拡充

当社は、音の信号処理に基づくソフトウェアの研究開発及びこれらの成果に基づく独自の音響通信ソリューションの提供を事業の中心に据え、独自のアルゴリズムの開発を行っております。エンターテイメント分野のダイバーシティ対応、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うWithコロナの環境下におけるオンライン配信ライブに対応した演出連動ペンライト・グッズの収益モデル化など徐々にニーズが顕在化し、それらに対するソリューションの提供からストック売上（継続売上）を確保しつつありますが、事業計画としてはより幅広いニーズを求めて未だ提案フェーズにあります。提案フェーズでは効率的にPoC（Proof of Concept、実証実験）を積み上げるとともに、当社技術を従来のアプリケーションからWebブラウザ対応させるなど汎用性を強化し、PoCからニーズが顕在化した分野においては部分的な技術提供にとどまらず、アプリケーションやサービス全体を設計・開発・提供し定着させるというサイクルを回しております。

現状の損益状況としては、ストック売上（継続売上）がニーズの拾い上げとソリューション開発投資をカバーするまでには至っておらず、営業損失及び当期純損失の収益構造となっております。

引続き、足下の収益基盤である映画関連を中心としたエンターテイメント分野における事業展開の拡充を図るとともに、アライアンス戦略を含め、当社の技術を活かすことができる、いわゆるIoT分野又は産業インフラ分野等への事業展開を図っていくことにより、収益を拡大・伸長させるべく、取り組んでまいります。

今後は、事業計画の精緻化と予実管理の徹底を更に進め、より一層の収益基盤の強化及び収益規模の拡大、ひいては、単年度損益の黒字化及び累積損失の解消を図ってまいります。

（2）優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社の今後の更なる成長のためには、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると認識しております。人材の定着と能力の底上げを図っていくとともに、事業計画に基づいた採用活動を通じて、当社の経営理念に合致する人材又は組織をより強固にするための新たな人材の登用を進めてまいります。

（3）内部管理体制の強化

当社は、今後もより一層の事業の拡大及び成長を見込んでおり、拡大・成長に応じた内部管理体制の整備・強化が不可欠であり、経営上の重要課題であると認識しております。

このような認識の下、当社は、2020年８月19日付で従前の監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役会の構成の過半数を社外取締役（監査等委員）とし、定款の定めに基づく重要な業務執行の決定（会社法において委任することができないと定められているものを除く。）の取締役への委任並びに執行役員制度及び技術専門役員制度の導入により、経営の監督と執行の分離を図り、取締役会による業務執行に対するモニタリング機能並びに監査・監督機能を強化してまいりました。

引続き、監査等委員会を中心として、内部監査及び会計監査人との連携並びに三様監査を通じて、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

４ 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防・回避及び発生した場合の迅速かつ適切な対応に努める方針でありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅することを保証するものではありません。また、不確実性を内在しているため、実際の結果とは異なる可能性があります。

（1）事業環境に関するリスク

① 市場環境について

当社は、重層的かつ複合的にPoC（Proof of Concept、実証実験）を積み上げていく中で、より多くの産業分野において顧客ニーズを掘り起こし、他の技術の代替ではなく、当社技術でこそ実現できる新しい市場を創出することを事業戦略の根幹としておりますが、現時点においては既定の市場形成に至っておらず、その過程にあると認識しております。

現下、世界的に新型コロナウイルス感染症（Covid-19）の収束見通しが不透明な状況にありますが、SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）やESG（Environment/環境・Social/社会・Governance/ガバナンス）、音声メディア市場の拡大といったグローバルかつ中長期のトレンドは当社にとって大きな事業機会であると捉えており、当社技術の汎用性を活かし、国内外を問わず、より一層様々な分野における付加価値の創造又は社会課題の解決に取り組んでまいりますが、当社の戦略又は市場の形成が想定どおりに実現できない場合又はその実現が遅延する場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 競合について

当社の事業又は技術については、部分的に競合性を有する企業は存在するものの、アルゴリズムの精度及び社会実装可能な開発能力による技術力、保有特許、サービスの特性、その導入実績等、様々な点から他社と比較して優位性を確保できていると認識しておりますが、将来の成長が期待される市場であり、国内外の事業者が市場に参入してくる可能性があります。そのため、先行して事業を推進していくことで、さらに実績を積み上げて市場の形成を図るとともに、市場内での地位を早期に確立してまいります。しかしながら、今後において十分な差別化ができなかった場合や、新規参入により競争が激化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 技術革新や市場ニーズへの対応について

当社は、顧客や市場ニーズに対応したソリューションの提供を目的として、中長期的な研究開発方針を定め、当社の成長を牽引する研究開発課題に取組み、適切な時期に市場投入することに注力しております。しかしながら、当社が属する情報通信業界は、技術革新の速度及びその変化が著しい業界であり、競合技術や代替技術の出現、前提とする技術標準・基盤の変化などにより、当社の技術優位性を継続的に維持できない可能性や最適な時期での市場投入をできない可能性があります。

当社においては、技術革新や市場ニーズへの対応を常に念頭に置き、対策を講じておりますが、当社が技術革新や市場ニーズの変化に対応できなかった場合、又は当社が想定していない新技術や競合が出現した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 通信ネットワークやコンピュータシステムについて

当社の事業は、スマートフォンやPC等のコンピュータシステムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼします。当社のコンピュータシステムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するように努めておりますが、不正アクセス等による情報漏洩等が生じた場合やコンピュータウィルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ スマートフォンのOS提供事業者への対応について

当社は、AndroidやiOSといったOS（オペレーティングシステム）を搭載したスマートフォン向けにサービスを展開しておりますが、当該OSに関する事故等によってサービスが提供できなくなった場合、又は当該OS上でサービスを提供する際にOS提供事業者により課される条件やルール等の変更に対応するために多大な支出が必要となった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（2）事業の内容に関するリスク

① ビジネスモデルについて

当社の有する音響通信技術は要素技術であり、商用化・事業化にあたっては、基本的に事業パートナーとの提携・協業又は官公庁予算等によるPoCを通じた当社技術の応用可能な分野又は用途の探求・検証が必要となります。

PoC（Proof of Concept、実証実験）においては、可能な限り特定のニーズや課題にとどまらないよう複合的な要素を織り込んで検証を行っておりますが、すべてのPoCが必ずしも商用化・事業化に至るとは限りません。PoCが当初の想定どおりに進捗しない又は遅延する場合には、商用化・事業化の未達成又は遅延につながり、当社の事業又は業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定の販売先への依存について

2021年12月期における当社の売上高のうち、株式会社スイッチメディアに対する販売実績が24,000千円(18.9%)と、販売先への依存度が相対的に高くなっております。2021年12月期においては、当該販売先から当社に対して、業務提携契約に基づき実施しているPoC（Proof of Concept、実証実験）における年間ライセンス収入が発生していることから、一時的に依存度が高くなっております。

当社のビジネスモデルの特性上、PoCを経て、商用化・事業化が進捗するに従い、中長期的には特定の販売先への実質的な依存度は低下していくことが見込まれます。また、現時点において、当該販売先と当社との関係は良好な状態でありますが、販売先の製品・サービスの販売低迷や事業戦略の変更に伴う契約条件の変更又は契約解消等の事態が発生した場合には、当社の事業又は業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 新規事業又は新規サービスについて

当社は、更なる事業の拡大及び成長を図るべく、国内外を問わず、今後も積極的に新規事業や新規サービスの開発に取り組んでまいります。新規事業や新規サービスの開発・推進においては、システム開発、人材採用、広告宣伝・プロモーション等の追加的な投資が発生し、収益の獲得及び安定化までに一定の時間を要することがあります。また、新規事業や新規サービスが当初の計画どおりに進捗しない又は遅延する場合には、投資回収ができなくなる可能性や当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 海外展開について

当社は、更なる事業の拡大及び成長を図るべく、今後、海外における事業展開を積極的に進めてまいります。海外での事業展開においては、為替リスクのほか、各国における法規制や諸制度、政治・経済・社会情勢、文化・宗教、商習慣等の相違があることから、日本国内における事業展開では想定されない費用の発生・増加や損失の計上を伴うリスクがあります。係るリスクに対しては必要十分な調査や検証を行った上で対策を講じてまいりますが、事業開始の時点では想定されなかった事象やインシデント等が生じる可能性があり、このような場合、当社の事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ アライアンス・M&Aについて

当社は、これまで業務提携等のアライアンスを通じた事業の開発・拡大に取り組んでまいりましたが、今後も引続き、アライアンス戦略を推進していくとともに、必要に応じて、M&Aを通じた事業又は経営資源の取り込みを積極的に検討してまいります。当社の独自技術と提携先又は買収先の持つ事業ノウハウやリソース等を有機的かつ複合的に融合することにより、大きなシナジー効果を発揮することを目指しておりますが、当初見込んだ効果が発揮されない場合、又はこれらの提携が解消された場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、M&Aにおいては、事業の展開等が計画どおりに進まない場合、のれんの減損処理を行う必要があり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（3）法的リスク

① 法的規制について

当社は、当然ながら企業活動全般に関わる一般的な各種法令等の規制を受けておりますが、当社の展開する事業又はサービスに関する直接的かつ特有の法的規制は、本発行者情報公表日現在において存在しないと認識しております。

当社は、各種法令等の規制を遵守すべく、引続き社内体制を整備・強化してまいりますが、今後、既存の法的規制の改正や運用の変更又は当社の展開する事業やサービスに関する新たな法的規制が制定されることとなった場合、当該規制に対応するための費用が発生したり、不測の事態が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 知的財産権について

当社は、事業戦略上又は事業遂行上、必要となる知的財産権の確保・保護に努めるとともに、第三者の知的財産権侵害の可能性について調査可能な範囲で細心の注意を払っております。本発行者情報公表日現在において、第三者より知的財産権の侵害に関する指摘等を受けた事実はありませんが、侵害に対して適切な対応が取れない場合、又は当社が認識していない第三者の知的財産権の成立等により事業活動に支障をきたし、その対応等に要する費用が多額となる等の事態に至った場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 訴訟について

当社は、本発行者情報公表日現在において、訴訟を提起されている事実はありません。また、当社では、法令違反となるような行為を防止するための内部管理体制を構築・運用することにより、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、利用者、取引先その他第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。係る訴訟の内容及び結果によって、又は多額の訴訟対応費用の発生や企業イメージの悪化により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（4）組織体制に関するリスク

① 小規模組織であることについて

当社は、本発行者情報公表日現在において、業務執行取締役２名のほか、執行役員（取締役であるものを除く。）１名及び技術専門役員１名並びに従業員13名（その他、臨時雇用者２名）と、小規模な組織であり、内部管理体制も当該組織規模に応じたものとなっております。当社では、今後の事業拡大に応じて人材の採用及び育成並びに内部管理体制の充実を図ってまいりますが、必要な人材の確保や内部管理体制の充実が順調に進まなかった場合には、当社の事業拡大に支障をきたし、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長CEOである瀧川淳は、当社の創業者であり、当社設立以来、代表取締役社長を務めております。同氏は、当社事業に関する豊富な知識と経験を有しており、当社全体の経営方針や事業戦略の策定、事業開発において極めて重要な役割を果たしております。また、取締役執行役員COO兼CTO鈴木久晴及び技術専門役員CRO長友康彦は、当社の企業価値の根源である独自の音響通信技術に係るアルゴリズムの研究開発において極めて重要な役割を果たしております。当社は、同氏らに過度に依存しない組織的な経営体制の構築や権限移譲、後継者の育成等を進めておりますが、今後何かの理由により同氏らが当社における業務を継続することが困難になった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 人材の確保と育成について

当社は、今後想定される事業拡大や新規事業の展開に伴い、競争力のあるサービスを提供していくため、優秀な人材の確保と育成が不可欠と考えております。そのため、当社は、事業の進捗に合わせて人材の採用及び教育を行っていく方針でありますが、当社の求める人材を計画どおりに確保できない場合、又は人材の育成が不十分な場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 内部管理体制について

当社は、更なる事業の拡大や持続的な成長に合わせて、今後も内部管理体制の充実を図っていく方針であります。しかしながら、事業の拡大等に合わせた適時・適切な人員配置等の組織的な対応ができなかった場合には、事業の拡大や持続的な成長を妨げるおそれがあり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤　情報管理体制について

当社は、事業を通じて取得した顧客が保有している機密情報を保有しております。情報の取り扱いについては、情報セキュリティ基本方針及び情報システム管理規程を整備し、適切な運用に努めております。しかしながら、このような対策にも関わらず、人的オペレーションのミス、その他不測の事態等により情報漏洩等が発生した場合には、当社が損害賠償等の責任を負う可能性又は顧客や市場からの信用喪失等により取引関係が悪化する可能性があり、その場合は当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（5）その他

①　継続的な損失計上及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナス計上について

当社は、過年度において、継続的な事業成長を図るため、音響通信に係る技術の研究開発やソリューションの開発・強化、人材採用等を積極的に実施しており、「第２【企業の概況】 １【主要な経営指標等の推移】」に記載のとおり、2019年12月期（第16期）から2021年12月期（第18期）において、各段階利益における損失計上及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナス計上が継続しております。

一方、当社事業は、全体として、実証フェーズから商用フェーズへと大きく移行しつつあるとともに、当社技術又はソリューションの活用領域は継続して拡大しており、中期経営計画においても、引続き、売上の拡大・成長を図ることによる単年度損益の黒字化ひいては累積損失の解消を前提としており、営業活動によるキャッシュ・フローもプラスに転じることを想定しております。また、継続企業の前提に疑義を生じさせる事象又は状況が存在するものの、中期経営計画等に基づき、当該事象又は状況を解消する対応策を実行することにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

②　継続的な投資及び収益の改善について

当社は、現在、成長過程にあり、更なる事業拡大及び収益向上に向け、先行して投資を行っております。今後も事業の進捗に伴って運転資金、研究開発投資及び人材採用等の資金需要の増加が見込まれます。今後も引続き、収益拡大及び営業損益等の黒字化並びに財務基盤の強化を図ってまいりますが、収益確保又は資金調達の状況によっては、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

③　税務上の繰越欠損金について

当社は、本発行者情報公表日現在において、多額の税務上の繰越欠損金を計上しております。当社の業績が事業計画どおりに進捗しない又は遅延する場合、当該欠損金の一部について繰越期間の期限が到来し、課税所得控除のメリットを享受できず、計画しているキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

④　資金使途について

2021年12月22日に実施した新株発行による資金調達の使途については、現時点では、採用費、プロモーション費用、国際事業展開及びセキュリティ強化、一般市場への上場準備費用等に充当することを計画しております。しかしながら、当社を取り巻く外部環境や市場の変化に柔軟に対応するため、上記計画以外の使途に充当する可能性があります。また、計画どおりに充当された場合においても、想定どおりの効果を得られない可能性があります。このような場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤　配当政策について

当社は、設立以来配当を実施しておらず、本発行者情報公表日現在において、会社法の規定上、配当可能な財政状態にありません。また、現状は事業拡大期にあるとの認識の下、当面は将来に向けた成長投資を優先事項としつつ、収益の向上による内部留保の充実及び財務基盤の強化を図ってまいります。

一方、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来的には、経営成績及び財政状態並びにキャッシュ・フローの状況を総合的に勘案しながら、株主に対する利益還元を検討していく方針でありますが、現時点においては、配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

⑥　新株予約権（ストック・オプション）行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社の役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

本発行者情報公表日現在における新株予約権による潜在株式数は435,000株であり、発行済株式総数2,711,800株に対して16.04%に相当しております。

⑦　大株主との関係について

当社の株式の35.03%を保有し、第一順位の株主である株式会社多喜川カンパニー（以下、「同社」とする。）は、当社の創業者であり、代表取締役社長CEOである瀧川淳の個人資産管理会社であります。瀧川淳が、同社株式の議決権の80%を保有し、かつ、同社の代表取締役であります。

当社と同社との間に取引関係はなく、監査法人からは、同社が当社の親会社には該当しないとの見解を得ております。また、当社は経営方針や事業計画の策定・実行、日常の事業運営や取引等について独自に意思決定を行っており、大株主からの独立性は確保されております。しかしながら、今後、当社と同社との関係が変化し、当社の経営の基本方針、役員の構成、陣容その他株主総会承認事項となる重要な議案等について、当社と同社の間に意見の相違が生じ、当社の迅速な意思決定に遅れが生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧　借入に係る債務保証について

当社は、「第６【経理の状況】１【財務諸表等】【注記事項】【関連当事者情報】」に記載のとおり、金融機関からの借入について、当社代表取締役社長CEOである瀧川淳からの債務保証を受けております。当該債務保証については、解消を目指して各金融機関との協議を行っておりますが、一部の債務保証については今後も継続する可能性があります。

⑨　自然災害、感染症等について

当社は、本発行者情報公表日現在において、事業所は本社のみであり、東京都心部に所在しておりますが、東京都を含む首都圏域において、従来から専門家による指摘がなされている大規模直下型地震や富士山噴火等の自然災害が発生した場合、物的及び人的に甚大な被害を受けるとともに、事業活動に著しい支障をきたす可能性があります。さらに、大規模災害の影響は当社のみならず、電力やガス等の社会的インフラや取引先等にまで及ぶ可能性があります。このような場合、当社が展開する事業の継続に支障をきたし、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、現下の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、全世界的な感染拡大と各国における感染防止対策が断続的に行われている中、日本国内における緊急事態宣言の発令や海外各国におけるロックダウン等の影響により、今後も経済活動の制限や海外事業展開の停滞を余儀なくされる可能性があります。今後の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の収束が長期化する場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩　J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営しております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、株式会社アイ・アール ジャパンを担当J-Adviserに指定することについての執行役員会決議に基づき、2021年７月１日付で株式会社アイ・アール ジャパンとの間でJ-Adviser契約（以下、「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は、以下のとおりであります。

なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社アイ・アール ジャパン（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

イ．債務超過

甲が対象となる事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後３年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、１年以内（対象となる事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また、「２年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）第２条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が対象となる事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書きに定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための再建計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及びｂに定める書面に基づき行うものとする。

ａ　次の（ａ）から（ｃ）までの場合の区分に従い、当該（ａ）から（ｃ）までに規定する書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ｂ）産競法第２条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面

（ｂ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ　本号ただし書きに定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第１号ａｊに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

ロ．銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり、銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合（甲が発行した手形等が不渡りとなり、甲から乙に対し銀行取引停止が確実となった旨の報告を書面で受けた場合）

ハ．破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分

の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合
甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

ニ．前号に該当することとなった場合においても、甲が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること

（ａ）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

（ｂ）前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

ホ．事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合（天災地変等により一時的に事業活動が停止されたと乙が認めた場合を除く。））又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（ｂ）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c　甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本号本文なお書きの適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

ヘ．不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして特例施行規則で定める行為（ｉ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ｉの２　非上場会社を子会社とする株式交付、ii　会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii　非上場会社からの事業の譲受け、iv　会社分割による他の者への事業の承継、ｖ　他の者への事業の譲渡、vi　非上場会社との業務上の提携、vii　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii　その他非上場会社の吸収合併又はｉからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為をいい、以下、本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

ト．支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

チ．　発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

リ．　虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると乙が認める場合

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると乙が認める場合

ヌ．　内部管理体制等の不備

内部管理体制等について不備があり、乙が改善を促したにもかかわらず改善を怠り、改善の見込みがないと乙が認めた場合

ル．　法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令若しくは上場契約の違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

ヲ．　株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

ワ．　株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

カ．　完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

ヨ．　指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

タ．　株主の権利の不当な制限

甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下、「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（甲が持株会社である場合であり、甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

ｄ　TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

ｅ　TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認めるものに限る。）

f　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認めるものに限る。）

レ．全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している甲株式の全部を取得する場合

ソ．株式等売渡請求による取得

特別支配株主がTOKYO PRO Marketに上場している甲株式の全部を取得する場合

ツ．反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

ネ．その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙又は株式会社東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

イ．甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又はその他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１か月前とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

ロ．前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、１か月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

ハ．本契約を解除する場合は、特段の事情のない限り、乙は本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

５ 【経営上の重要な契約等】

（１）業務提携契約

当社は以下のとおり、業務提携契約を締結しております。

相手先の名称	契約締結日	契約の名称	契約内容
株式会社博報堂DYホールディングス デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	2017年３月22日	三者間業務提携契約書	株式会社博報堂DYホールディングス及びデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の事業領域である広告・マーケティング・コミュニケーション領域における当社の音響通信技術を活用した新製品・新サービス・新技術の開発の推進
株式会社リコー	2019年９月10日	業務提携契約書	株式会社リコーが開発・提供するサービスに当社の音響通信技術を活用することによる双方の業容拡大及び協力関係の推進

６ 【研究開発活動】

当社の音響通信技術に関する根幹部分は基本的に完成しており、現状においては、より幅広い用途や様々な顧客のニーズ、課題解決等に適合したソリューションの開発が求められております。

このような中、当社における研究開発活動は、研究開発部門が技術やソリューションの開発に係る業務の一環として行っており、その主体を担っておりますが、研究開発部門が単独で活動するのではなく、取引先やユーザーと直接接する立場にある営業部門等と緊密に連携を図りながら全社的に研究開発を進めております。

以上より、当社は、研究開発活動に関する費用について、財務会計上、「研究開発費」勘定として区分計上していないため、当事業年度における研究開発費の総額についての記載を省略しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に際して採用する重要な会計方針は、「第６【経理の状況】１【財務諸表等】【注記事項】（重要な会計方針）」に記載しております。

（2）財政状態の分析

（流動資産）

当事業年度末における流動資産は220,014千円となり、前事業年度末に比べ26,071千円減少しております。これは主に、売掛金の増加1,903千円及び前払費用の増加2,359千円があった一方、現金及び預金の減少24,854千円、未収入金の減少2,003千円及び未収消費税等の減少3,562千円があったことによるものであります。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産は29,287千円となり、前事業年度末に比べ6,971千円減少しております。これは主に、長期預金の増加10,000千円があった一方、保険積立金の減少15,907千円があったことによるものであります。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債は90,412千円となり、前事業年度末に比べ8,165千円増加しております。これは主に、１年内返済予定の長期借入金の減少2,872千円があった一方、未払金の増加9,980千円及び未払法人税等の増加620千円があったことによるものであります。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債は118,572千円となり、前事業年度末に比べ44,020千円減少しております。これは、長期借入金の減少44,020千円があったことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産は40,317千円となり、前事業年度末に比べ2,811千円増加しております。これは、当期純損失の計上により利益剰余金が107,348千円減少した一方、東京証券取引所TOKYO PRO Marketへの株式上場に伴う株式の発行により資本金及び資本準備金が各々55,080千円増加したことによるものであります。

（3）経営成績の分析

「１【業績等の概要】（１）業績」に記載のとおりであります。

（4）経営成績に重要な影響を与える要因について

「４【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

（5）キャッシュ・フローの分析

「１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

（6）経営者の問題認識と今後の方針について

「３【対処すべき課題】」に記載しております。

第４ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当事業年度においては、基幹業務システムのアップデート等により総額1,584千円の設備投資を実施しております。また、当事業年度において、重要な除却又は売却等はありません。

なお、当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

２ 【主要な設備の状況】

2021年12月31日現在

事業所名（所在地）	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数（人）
		建物附属設備	工具、器具及び備品	ソフトウェア	その他	合計	
本社（東京都中央区）	本社機能	115	1,268	6,245	－	7,629	15（２）

（注）１．現在休止中の主要な設備はありません。
２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
３．従業員数は就業人員（執行役員及び技術専門役員を含む。ただし、取締役であるものを除く。）であり、臨時雇用者数は、最近１年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
４．上記事務所は賃借しているものであり、年間の賃借料は6,002千円であります。

３ 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、経済情勢、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、改修計画はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	7,288,200	2,711,800	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	10,000,000	7,288,200	2,711,800	－	－

（注）１．2021年９月15日開催の取締役会決議により、2021年９月30日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は9,990,000株増加し、10,000,000株となっております。
２．2021年９月15日開催の取締役会決議により、2021年９月30日付で普通株式１株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は2,619,476株増加し、2,620,000株となっております。
３．2021年９月30日開催の臨時株主総会決議により、定款の変更が行われ、同日付で１単元を100株とする単元株制度を導入しております。
４．2021年12月22日をもって東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式上場し、本上場に伴う株式の発行により、発行済株式総数は91,800株増加し、2,711,800株となっております。

（２）【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

第２回新株予約権（2016年３月29日定時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在（2021年12月31日）	公表日の前月末現在（2022年２月28日）
新株予約権の数（個）	50	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	250,000（注）１	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	400（注）２	同左
新株予約権の行使期間	2018年３月31日から 2026年３月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　400 資本組入額　200（注）３	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、5,000株であります。
ただし、当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。
なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

２．当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が新株予約権の割当日後に、時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新株発行株式数 \times 1株当たりの払込金額}{1株当たりの時価}}{既発行株式数 + 新株発行株式数}$$

上記算式において使用する「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の総数を控除した数とし、また、普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。
上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、普通株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
（１）新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社の取締役、監査役又は従業員の地位になければならない。ただし、当社又は当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
（２）新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は、新株予約権割当契約の定めるところに従って、新株予約権を行使することができる。
（３）新株予約権の一部を行使することはできない。
（４）その他の条件については、当社と付与対象者との間において締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

５．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第１項第８号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。
（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）１．に準じて決定する。
（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
（５）新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使する

ことができる期間の満了日までとする。
（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）３．に準じて決定する。
（７）新株予約権の行使の条件及び取得事由
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。
（８）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

第３回新株予約権（2019年３月27日定時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （2021年12月31日）	公表日の前月末現在 （2022年２月28日）
新株予約権の数(個)	6	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	30,000（注）１	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500（注）２	同左
新株予約権の行使期間	2021年３月28日から 2029年３月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　500 資本組入額　250（注）３	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、5,000株であります。
ただし、当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。
調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率
また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。
なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。
２．当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の割当日後に、時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において使用する「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の総数を控除した数とし、また、普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。
上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、普通株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

（１）新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社及び当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位になければならない。ただし、当社又は当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

（２）新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は、新株予約権割当契約の定めるところに従って、新株予約権を行使することができる。

（３）新株予約権の一部を行使することはできない。

（４）その他の条件については、当社と付与対象者との間において締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

５．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第１項第８号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)１．に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)３．に準じて決定する。

（７）新株予約権の行使の条件及び取得事由

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。

（８）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

第４回新株予約権（2021年３月24日定時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （2021年12月31日）	公表日の前月末現在 （2022年２月28日）
新株予約権の数(個)	23	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	115,000（注）１	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500（注）２	同左
新株予約権の行使期間	2023年４月15日から 2031年３月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　500 資本組入額　250（注）３	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、5,000株であります。
ただし、当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。
さらに、上記のほか、(注)２．に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。
なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

２．当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の割当日後に、時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において使用する「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の総数を控除した数とし、また、普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。
上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、普通株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

（１）新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社の取締役、監査役又は従業員の地位になければならない。ただし、当社又は当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
（２）新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は、新株予約権割当契約の定めるところに従って、新株予約権を行使することができる。
（３）新株予約権の一部を行使することはできない。
（４）その他の条件については、当社と付与対象者との間において締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

５．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、係る取扱いは、以下に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)１．に準じて決定する。
（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
（５）新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
（６）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
（７）再編対象会社による新株予約権の取得
本新株予約権の内容に準じて決定する。
（８）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)３．に準じて決定する。

第５回新株予約権（2021年９月30日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （2021年12月31日）	公表日の前月末現在 （2022年２月28日）
新株予約権の数(個)	40,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	40,000 （注）１	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500 （注）２	同左
新株予約権の行使期間	2023年10月14日から 2031年９月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　500 資本組入額　250（注）３	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。
ただし、当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。
さらに、上記のほか、(注)２．に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。
なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

２．当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の割当日後に、時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において使用する「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の総数を控除した数とし、また、普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。
上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、普通株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

（１）新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社の取締役、監査役又は従業員の地位になければならない。ただし、当社又は当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
（２）新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は、新株予約権割当契約の定めるところに従って、新株予約権を行使することができる。
（３）新株予約権の一部を行使することはできない。
（４）その他の条件については、当社と付与対象者との間において締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

５．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、係る取扱いは、以下に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)１．に準じて決定する。
（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
（５）新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
（６）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
（７）再編対象会社による新株予約権の取得
本新株予約権の内容に準じて決定する。
（８）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)３．に準じて決定する。

（３）【MSCB等の行使状況等】
該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2017年３月29日（注）１	普通株式 26	普通株式 450	26,000	151,000	26,000	91,000
2019年３月29日（注）２	普通株式 20	普通株式 470	25,000	176,000	25,000	116,000
2019年６月28日（注）３	普通株式 4	普通株式 474	5,000	181,000	5,000	121,000
2019年７月５日（注）４	普通株式 4	普通株式 478	5,000	186,000	5,000	126,000
2019年８月２日（注）５	普通株式 1	普通株式 479	1,250	187,250	1,250	127,250
2019年９月30日（注）６	普通株式 45	普通株式 524	56,250	243,500	56,250	183,500
2021年９月30日（注）７	普通株式 2,619,476	普通株式 2,620,000	－	243,500	－	183,500
2021年12月22日（注）８	普通株式 91,800	普通株式 2,711,800	55,080	298,580	55,080	238,580

（注）１．有償第三者割当増資
発行価格2,000,000円　資本組入額1,000,000円
割当先　株式会社博報堂DYホールディングス、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
２．有償第三者割当増資
発行価格2,500,000円　資本組入額1,250,000円
割当先　NIPPON Platform株式会社
３．有償第三者割当増資
発行価格2,500,000円　資本組入額1,250,000円
割当先　個人１名
４．有償第三者割当増資
発行価格2,500,000円　資本組入額1,250,000円
割当先　株式会社サンライズ社
５．有償第三者割当増資
発行価格2,500,000円　資本組入額1,250,000円
割当先　個人１名
６．有償第三者割当増資
発行価格2,500,000円　資本組入額1,250,000円
割当先　株式会社リコー、個人１名
７．2021年９月15日開催の取締役会決議により、2021年９月30日付で普通株式１株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。
８．特定投資家向け取得勧誘による新株式の発行（有償）
発行価格1,200円　資本組入額600円
割当先　法人等４名

（６）【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	15	1	－	8	24	－
所有株式数（単元）	－	－	－	16,919	1,000	－	9,199	27,118	－
所有株式数の割合(%)	－	－	－	62.4	3.7	－	33.9	100.0	－

（７）【大株主の状況】

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社多喜川カンパニー	東京都豊島区上池袋一丁目37番22号	950,000	35.03
瀧川　淳	東京都豊島区	499,900	18.43
株式会社リコー	東京都大田区中馬込一丁目３番６号	200,000	7.38
山科　誠	神奈川県逗子市	175,000	6.45
西河　洋一	東京都練馬区	150,000	5.53
株式会社ディーネット	大阪府大阪市中央区北浜二丁目６番11号	100,000	3.69
株式会社ユーティマネジメント	東京都港区六本木二丁目２番７号	100,000	3.69
NIPPON GAO GROUP LIMITED	Suite 309, Capital City Building, Independence Avenue, Victoria, Mahe, Republic of Seychelles	100,000	3.69
ウエストリバー株式会社	東京都練馬区関町東一丁目11番２号	83,300	3.07
株式会社博報堂DYホールディングス	東京都港区赤坂五丁目３番１号	65,000	2.40
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号	65,000	2.40
計	－	2,488,200	91.75

（8）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,711,800	27,118	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	2,711,800	―	―
総株主の議決権	―	27,118	―

②【自己株式等】

該当事項はありません。

（9）【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第２回新株予約権

決議年月日	2016年３月29日（定時株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　１名 当社従業員　３名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（２）【新株予約権等の状況】」に記載しております。

第３回新株予約権

決議年月日	2019年３月27日（定時株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　４名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（２）【新株予約権等の状況】」に記載しております。

第４回新株予約権

決議年月日	2021年３月24日（定時株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　３名 当社従業員　６名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（２）【新株予約権等の状況】」に記載しております。

第５回新株予約権

決議年月日	2021年９月30日（臨時株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　４名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（２）【新株予約権等の状況】」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題であると認識しておりますが、現状は事業拡大期にあり、引続き、将来に向けた成長投資を優先しつつ、収益の向上による内部留保の充実及び財務基盤の強化を図ることが最重要であるとともに、更なる事業拡大を図ることが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

剰余金の配当を行う場合には、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、中間配当及び期末配当のいずれも取締役会であります。

当事業年度の配当については、会社法の規定上、配当可能な財政状態にないため、実施しておりません。また、内部留保資金については、事業基盤の確立・強化、将来の事業展開のための資金等に充当していく方針であります。

今後の株主への配当政策については、業績や財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案の上、検討していく方針でありますが、現時点においては、配当実施の可能性及びその時期等は未定であります。

なお、当社は、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

（1）【最近３年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第16期	第17期	第18期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
最高（円）	―	―	1,200
最低（円）	―	―	1,200

（注）１．最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
２．当社株式は、2021年12月22日をもって東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

（2）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2021年７月	2021年８月	2021年９月	2021年10月	2021年11月	2021年12月
最高（円）	―	―	―	―	―	1,200
最低（円）	―	―	―	―	―	1,200

（注）１．最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
２．当社株式は、2021年12月22日をもって東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

５ 【役員の状況】

男性５名　女性－名(役員のうち女性の比率－%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長CEO	瀧川 淳	1979年11月12日	2003年７月 2004年３月 2020年８月	Wisehyun Co., Ltd.（韓国）理事（日本事務所長） 当社設立 代表取締役社長 当社代表取締役社長CEO（現任）	(注) 5	(注) 7	1,449,900 (注) 8
取締役	執行役員 COO兼CTO 事業本部長	鈴木 久晴	1979年５月17日	2007年４月 2008年４月 2013年６月 2020年７月 2020年８月	九州大学大学院芸術工学研究科COE 学術研究員 当社入社 研究開発事業部 事業部長 当社取締役（現任） 当社事業本部 本部長（現任） 当社執行役員COO兼CTO（現任）	(注) 5	(注) 7	－
取締役 (監査等委員)	監査等 委員長	林 功司	1973年９月３日	2001年10月 2005年７月 2011年１月 2011年７月 2018年８月 2020年８月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 公認会計士登録 税理士登録 林公認会計士事務所設立 代表就任（現任） 合同会社クロスアカウンティング設立 代表社員（現任） 当社取締役・監査等委員（現任）	(注) 6	(注) 7	－
取締役 (監査等委員)	－	眞家 茂樹	1977年４月20日	2002年10月 2003年６月 2013年４月 2020年８月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 森・濱田松本法律事務所入所 名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）へ登録替え 城綜合法律事務所入所 名古屋ユナイテッド・パートナーズ法律事務所入所 パートナー（現任） 当社取締役・監査等委員（現任）	(注) 6	(注) 7	－
取締役 (監査等委員)	－	伊東 政紀	1976年７月25日	2000年４月 2007年３月 2015年３月 2020年８月	株式会社まぐまぐ入社 株式会社キュードーガ設立 代表取締役（現任） 当社取締役 当社取締役・監査等委員（現任）	(注) 6	(注) 7	5,000
計								1,454,900

(注) １．当社は、2020年８月19日開催の臨時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行しております。
２．林功司、眞家茂樹及び伊東政紀は、会社法第２条第15項に定める社外取締役であります。
３．眞家茂樹の戸籍上の氏名は、橋本茂樹であります。
４．監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長　林　功司
委員　眞家　茂樹
委員　伊東　政紀
５．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、2022年３月30日開催の定時株主総会の時から、選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
６．監査等委員である取締役の任期は、2022年３月30日開催の定時株主総会の時から、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
７．2021年12月期における役員報酬の総額は、30,600千円であります。
８．代表取締役社長CEO瀧川淳の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社多喜川カンパニーの所有する950,000株が含まれております。
９．当社は、監査等委員会設置会社としての体制の下、定款の定めに基づく重要な業務執行の決定（会社法において委任することができないと定められているものを除く。）の取締役への委任により、経営の監督と執行の分離を図るとともに、執行機能を強化するため、執行役員制度及び技術専門役員制度を導入しております。2021年12月31日現在の取締役を兼務しない執行役員及び技術専門役員は、次のとおりであります。

役名	氏名	職位
執行役員	渡辺　真次郎	CFO（Chief Financial Officer）、社長室長
技術専門役員	長友　康彦	CRO（Chief Research Officer）、研究開発部フェロー

６ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

①　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社に関わるステークホルダーの皆さまの利益に資するべく、持続的な成長と企業価値の最大化を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる業務執行体制を構築することを重要な施策と位置付けております。

②　コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

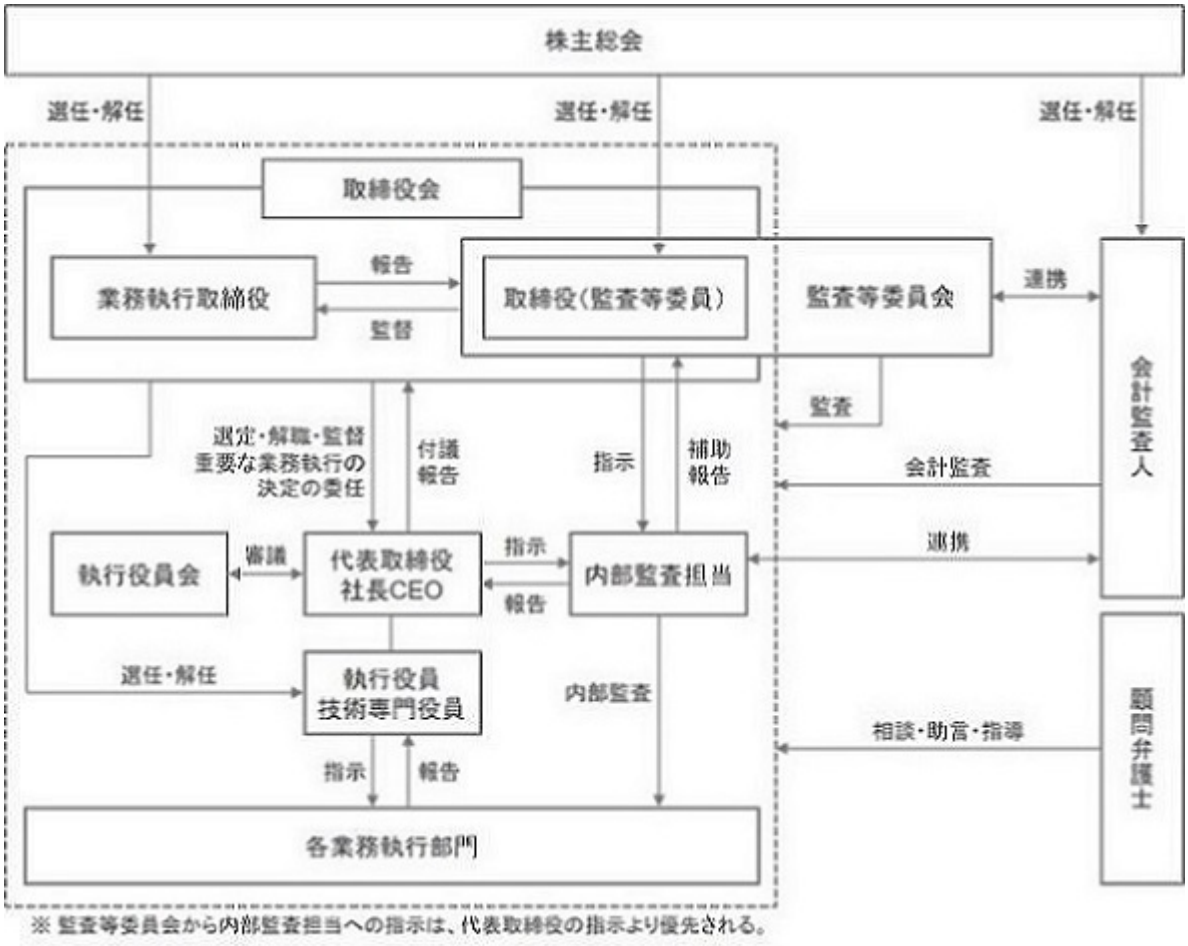
当社は、2020年８月19日開催の臨時株主総会において、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

本移行は、取締役会の監督機能の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るべく、取締役会における議決権を有しない監査役による監査ではなく、議決権の行使を通じて監査・監督内容を直接的に経営の意思決定に反映させることができる社外取締役（監査等委員である取締役）を中心とした監査・監督体制を確立するとともに、重要な業務執行の決定の取締役への委任及び執行役員への権限移譲並びに業務執行取締役の員数のスリム化により取締役会の主たる役割をモニタリング機能とすることを目的としたものであります。

③　会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会及び監査等委員会並びに会計監査人を設置しております。また、経営の監督機能と執行機能を分離し、取締役会の監督機能を強化するとともに、執行機能の強化を図るため、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定（会社法において委任することができないと定められているものを除く。）を取締役に委任することができる旨を定款に定めるとともに、任意の制度として執行役員制度及び技術専門役員制度を導入しております。さらに、重要な業務執行の決定を行う会議体として執行役員会を設置するとともに、日常的な業務執行のモニタリング機能として内部監査担当を置き、業務執行の適正化を図っております。これら各機関の相互連携により経営の透明性、効率性を確保しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、次のとおりであります。



（株主総会）

当社は、株主総会は会社の最高意思決定機関であり、議決権行使という株主の実質的な権利に直結する場であると認識しております。その上で、株主総会が株主との直接的かつ建設的な対話を図ることのできる重要な場でもあることから、より開かれた株主総会にすべく、その運営方法については継続的に工夫を重ねてまいる所存であります。また、株主の権利が公平かつ平等に確保されるよう、適切な情報開示と権利行使を行いやすい環境の整備に努めてまいります。

（取締役会）

当社の取締役会は、業務執行取締役２名と監査等委員である取締役３名（３名全員が独立社外取締役）で構成されております。原則として毎月１回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しており、経営の基本方針等を決定するとともに、取締役の職務執行及び執行役員等の業務執行を監督しております。社外取締役が取締役会の構成の過半数を占めており、独立性と客観性が確保され、取締役の職務執行及び執行役員等の業務執行の適法性及び妥当性に対する実効性の高い監督を行うことができる体制をとっております。

当社は、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定（会社法において委任することができないと定められているものを除く。）を取締役に委任することができる旨を定款に定めております。取締役会における決議事項は、法令により取締役会の専決事項と定められている事項のほか、中期経営計画や年度予算の承認等の経営の基本方針に関するものであり、それ以外の個別の業務執行に関する決定は代表取締役社長に委任しております。なお、代表取締役社長による決定にあたっては、原則として、執行役員会の審議を経ることとしております。

（監査等委員会）

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役３名で構成されており、３名全員が独立社外取締役であります。監査等委員には、公認会計士及び弁護士がそれぞれ１名ずつ就任しております。

監査等委員は取締役会及び執行役員会に出席し、取締役の職務執行及び執行役員等の業務執行を監督しております。また、原則として取締役会の開催に合わせて毎月１回監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を適宜開催して監査内容の共有を図るとともに、内部監査責任者及び会計監査人と定期的な会合等を通じて緊密な連携を図ることにより、監査に必要な情報を収集しております。

（代表取締役社長）

代表取締役社長は、経営及び業務執行責任者として、当社を代表し、取締役会の議事運営にあたるとともに、当社の業務執行全般を統括しております。

（執行役員及び技術専門役員）

当社は、経営環境等の変化に迅速かつ的確に対応すべく、経営の監督機能と執行機能を分離するとともに、業務執行における意思決定及びその遂行の迅速性及び機動性を強化するため、執行役員制度を導入しております。また、当社の企業価値の根幹をなす技術の研究開発の重要性に鑑み、執行役員とは別に、特定の技術分野において極めて高度の専門性を有する技術者・エキスパートとして事業に貢献し得る人材を役員待遇として登用するため、技術専門役員制度を導入しております。

執行役員又は技術専門役員は、取締役会において選任され、取締役会の決定した方針及び執行役員会における決定事項並びに代表取締役社長の統括の下、取締役会の決議及び社内規程等により委譲された権限に基づき、担当業務の意思決定を行い、業務を執行しております。

（執行役員会）

当社の執行役員会は、代表取締役社長を議長として、業務執行取締役、執行役員及びその他代表取締役社長の指名する者に加えて、監査等委員会で選定された監査等委員（監査等委員会の委員長）によって構成されております。原則として週１回開催し、各部署からの業務執行状況に関する報告及び情報共有並びにそれらに伴う施策の決定のほか、取締役会より委任された重要な業務執行の決定事項及びその他経営に関する重要事項の

審議並びに取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、当社の経営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置づけております。各部門長は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、不測の事態が発生した場合には代表取締役社長又は執行役員会へ報告することとなっております。

（内部監査）

当社は、比較的小規模な組織であることから、独立した内部監査部門又は専任の内部監査担当者は設置せず、代表取締役社長直轄の社長室を内部監査担当部門、同室長を内部監査責任者とし、内部監査規程及び内部監査計画に基づき、全部門を対象とした業務監査を実施しております。

さらに、内部監査担当部門は、監査等委員会の事務局として、監査等委員会の指揮命令の下、監査等委員会の職務を補助しております。

（会計監査人及び顧問弁護士）

当社は、東光監査法人と監査契約を締結し、同監査法人が会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に準じた会計監査を実施しております。

また、顧問弁護士と連携しており、法律上の判断を要する際には、随時相談・確認できるとともに、コンプライアンス体制の強化に向けた助言・指導を適宜受けられる体制を整備しております。

④　内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において定めた「内部統制システムの基本方針」に基づき、各種社内規程を含めた内部統制システムを構築するとともに、その運用の適正化を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

イ．取締役、執行役員・技術専門役員及びその他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役、執行役員・技術専門役員及びその他及び使用人は、法令遵守の意識の下、法令及び定款その他社内諸規程等に則った職務遂行を行う。
- 業務分掌及び職務権限を定めて権限と責任を明確化するとともに、各種の社内規程等及び決裁制度を整備し、各部門における業務執行の体制を構築するとともに、これらの遵守を徹底する。
- 取締役会は、職務執行の適法性及び妥当性を担保するべく、経営の基本方針を決定した上で、取締役の職務執行並びに執行役員・技術専門役員及びその他使用人の業務執行の監督を行う。
- 監査等委員及び監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行及び執行役員・技術専門役員の業務執行を監査する。
- 内部監査担当部門を設け、業務の適正性に関する内部監査を行う。
- 社内外の窓口につながるホットラインを設け、相談や通報の仕組み（以下、「内部通報制度」という。）を構築し、社内において周知する。
- 法定違反行為が発見された場合には、取締役会及び執行役員会において迅速に情報・状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。
- 社会の秩序や安全に脅威を及ぼす反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で臨み、一切の関係を排除する。

ロ．取締役及び執行役員・技術専門役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、取締役会及び執行役員会等の重要な会議の議事録その他取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）等について、法令及び文書管理規程等の定めるところに従って適切に保存・管理するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- 特定個人情報等取扱規程その他の規程等を定め、情報資産の保護・管理を行う。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・ 取締役及び執行役員・技術専門役員は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、適切なリスク管理体制を構築し、運用する。
・ 当社の事業活動に関連して生じうる損失の危険については、一元的に執行役員会における議題として集約し、リスクの把握・特定・分析評価・対応措置等の一連のリスク管理活動について機動的かつ多面的に審議することにより、リスク管理の実効性を確保するとともに、執行役員会において定期的にリスク管理体制の見直しを図る。また、重大な事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として危機管理に当たる体制とする。
・ 内部監査担当部門は、内部監査を通じて各部門のリスク管理状況を把握し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

ニ．取締役及び執行役員・技術専門役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・ 監査等委員会設置会社である当社においては、法令及び定款その他社内諸規程等により取締役会の専決事項と定められている事項以外の業務執行の決定を代表取締役社長その他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することにより経営の監督機能と執行機能を分離する。
・ 執行機能の強化を図るため、執行役員制度及び技術専門役員制度を導入する。各執行役員及び技術専門役員は、取締役会において選任され、取締役会で決定した方針及び執行役員会での決定事項並びに代表取締役社長の指示の下、取締役会の決議及び社内諸規程等により定められた権限に基づき、担当業務の意思決定を行い、業務を執行する。
・ 業務執行に関する意思決定を機動的に行うため、重要な業務執行の決定については審議・決議機関である執行役員会の決議、その他の事項については稟議手続を経た上で業務を執行する。
・ 取締役会は、月に１回定期的に、又は必要に応じて随時開催し、年度予算及び中期経営計画等を含めた経営の基本方針を決定し、月次での進捗管理を通じて取締役の職務執行及び執行役員・技術専門役員の業務執行を監督する。

ホ．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人に関する指示の実効性確保に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

・ 監査等委員会の職務については、内部監査担当部門がこれを補助する。
・ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合、適切な人員配置を行う。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
・ 補助使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、専ら監査等委員会の指揮命令下で業務を行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人からの指揮命令は受けない。
・ 補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査等委員会の事前の同意を要するものとする。

ヘ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び当該報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・ 監査等委員は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び執行役員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて稟議書類等の重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人に対して説明又は報告を求めることができる。
・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人は、法令及び定款に定められた事項のほか、当社の業務又は業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議で決議された事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況等を監査等委員会に報告する体制を整備するとともに、監査等委員会が適時適切に情報収集を行えるように協力する。
・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人は、法令等の

違反行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、発見次第、直ちに監査等委員会に報告する。
・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人に対して、監査等委員会に報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わない。

ト．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・ 監査等委員がその職務の執行について、当社に対して会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済等を請求したときは、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。
・ 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、意見交換を行うとともに、直接的に業務執行の状況を把握する。
・ 監査等委員は、執行役員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。
・ 監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人に対して、業務の執行状況の説明又は報告を求めるほか、必要に応じて業務及び財産の状況を調査することができる。
・ 監査等委員会は、組織的かつ実効的な監査を実施すべく、内部監査担当部門と随時かつ定期的に情報共有及び意見交換を行い、緊密な連携を図る。内部監査の年間計画については監査等委員会による事前の同意を要し、監査等委員会は、内部監査担当部門から定期的に内部監査の実施状況及びその結果について報告を受けるとともに、必要に応じて、内部監査担当部門に対して、内部監査計画の変更、追加の監査又は必要な調査等の実施を勧告又は指示することができる。
・ 監査等委員会は、内部監査担当部門との連携に関して、監査等委員会による監査の実効性を阻害する事情が認められる場合、代表取締役社長又は取締役会に対してその是正を求めることができるとともに、内部監査担当部門に対する指示に関して、代表取締役社長と監査等委員会との間に齟齬が生じた場合、内部監査担当部門は監査等委員会の指示に従わなければならない。
・ 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換を行うとともに、会計監査及び内部統制監査の状況を把握する。
・ 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家を利用することができる。その場合、当該利用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社が当該費用を負担する。

チ．財務報告の信頼性を確保するための体制
・ 当社は、金融商品取引法その他の法令に基づき、当社の財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の評価の基準を定め、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行うとともに、その有効性を評価する。
・ 内部監査担当部門は、内部監査を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況（不備及び不備の改善状況を含む。）を把握・評価し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
・ 監査等委員会は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する取締役の職務執行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

リ．反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
・ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
  ・ 当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、全役職員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
  ・ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
・ 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
  ・ 「反社会的勢力排除規程」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全役職員の

行動指針とする。

- 反社会的勢力の排除を推進するために社長室を統括管理部署とする。
- 「反社会的勢力排除規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
- 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- 反社会的勢力の該当有無の確認のため、必要に応じて外部機関等から反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等の外部機関と緊密な連携関係を構築する。

⑤ コンプライアンス体制

当社では、企業価値の向上のためにはコンプライアンス（法令遵守）の徹底が必要不可欠であると認識しており、コンプライアンス規程を制定し、全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを周知徹底しております。社内にコンプライアンス意識を浸透させるため、代表取締役社長直轄の社長室をコンプライアンス統括部門と位置づけ、全役職員を対象とするコンプライアンス・プログラムを企画・立案し、コンプライアンスが周知徹底されるよう指導しております。

また、市場、情報セキュリティ、環境、労務、サービスの品質・安全等様々な事業運営上のリスクについては、執行役員会において機動的かつ多面的に審議を行うことにより管理するとともに、内部監査により法令遵守の状況を定期的にチェックしております。

⑥ リスク管理の体制整備

当社のリスク管理体制については、変化の激しい経済環境下において多様化するリスクを適切に管理し、損失の発生を未然に防止することが重要な経営課題であると認識しております。

当社では、リスクを適切に把握・管理するために、コンプライアンス規程などの社内規程等の整備に加え、定期的な内部監査を実施し、法令に遵守した企業活動を展開することでリスクの低減を図っております。

社内体制としては、リスク管理に係る会議体として執行役員会を毎週１回開催し、種々のリスクへの対応・対策につき、その報告・共有と必要に応じた協議を行なう体制を整えております。

⑦ 監査の状況

イ．内部監査

内部監査については、内部監査責任者が監査等委員会の事前の同意を得た上で内部監査の年間計画を策定し、内部監査責任者の下、具体的な内部監査業務を外部の専門家に委託しております。

内部監査規程及び内部監査計画に基づき、外部の専門家と連携して独立した立場で、全部門を対象とした定期監査及び代表取締役社長又は監査等委員会の指示による特命監査を実施し、監査結果については、代表取締役社長及び監査等委員会に報告するとともに、被監査部門に対して業務の改善に向けた具体的な助言・勧告、フォローアップを行っております。

ロ．監査等委員会監査

監査等委員会監査については、監査等委員が取締役会及び執行役員会への出席を通じて、取締役の職務執行及び執行役員等の業務執行の監査を行っております。

そのほか、監査等委員会は、内部統制システムを利用した監査を組織的かつ実効的に実施すべく、内部統制システムが適切かつ効率的に構築・運営されているかを監視し、内部監査責任者と緊密な連携を図っております。内部監査の年間計画については、監査等委員会による事前の同意を要することとしており、監査等委員会は、内部監査責任者から定期的に内部監査の実施状況及びその結果について報告を受けるとともに、必要に応じて、追加の監査又は必要な調査等の実施を勧告又は指示することができます。また、監査等委員会は、内部監査担当部門との連携に関して、監査等委員会による監査の実効性を阻害する事情が認められる場合、代表取締役社長又は取締役会に対してその是正を求めることができるとともに、内部監査担当部門に対する指示に関して、代表取締役社長と監査等委員会との間に齟齬が生じた場合、内部監査担当部門は監査等委員会の指示に

従わなければならないこととしております。

また、常勤の監査等委員は選定しておりませんが、監査等委員会において監査等委員長を選定しております。監査等委員長は、毎週開催される執行役員会に出席するとともに、その他必要に応じた各種文書の閲覧や聴取並びに内部監査責任者及び会計監査人との定期的な会合等を通じて業務執行状況に関する情報を収集し、監査等委員会において共有しております。また、必要に応じて、取締役、執行役員、業務執行部門に対して報告を求めることができる体制をとっております。

なお、監査等委員長の林功司は、国内大手の監査法人における会計監査等の豊富な実務経験並びに公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務・会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。

ハ. 会計監査

当社は、東光監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき監査を受けております。

2021年12月期において、業務を執行した公認会計士は佐藤明充及び照井慎平の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また、当該監査業務に係る補助者は公認会計士４名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には、特別の利害関係はありません。

ニ. 監査等委員会監査、内部監査及び会計監査並びに管理部門の相互連携

監査等委員会、内部監査責任者及び会計監査人は、各々の監査機能の実効性及び効率性を高めるため、定期的に、また必要に応じて随時会合を開催して情報共有及び意見交換を行うことにより、相互連携を図っております。

内部統制システムを利用した組織的監査を中心とする監査等委員会による監査を実効性あるものにするため、監査等委員会と内部監査責任者が緊密な連携を図ることができる体制としており、監査等委員会は、内部監査責任者から監査計画と監査結果について定期的に報告を受けるとともに、内部監査責任者と日常的にコミュニケーションを図り、必要があると認めた場合は、内部監査責任者に対して調査を要請し、またその業務の執行について具体的な指示を行うことができます。

監査等委員会は、期初において会計監査人から監査方針及び監査計画を聴取するとともに、期末監査等の実施状況及びその結果について報告を受け、情報・意見交換を行っております。また、監査等委員長及び内部監査責任者は、会計監査人と適宜意見交換を行うことにより、相互に連携を図っております。

管理部門は、監査等委員会、内部監査責任者及び会計監査人による指揮等を踏まえて、内部統制の整備及び運用に関して継続的に改善を図っております。

⑧ 社外取締役

本発行者情報提出日現在、当社は社外取締役３名を選任しております。

当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの確立を目的として、社外取締役については、それぞれの有する専門的な見識・経験等に基づき、経営全般に対する客観的かつ中立的な助言並びに取締役の職務執行及び執行役員等の業務執行に対する監査・監督を期待しております。

社外取締役監査等委員林功司は、国内大手の監査法人に在籍していた経歴を有しており、公認会計士・税理士として豊富な実務経験並びに財務・会計及び税務に関する専門的知識を有しております。同氏は当社新株予約権３個（普通株式15,000株）を保有しておりますが、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。また、同氏は、林公認会計士事務所所長及び合同会社クロスアカウンティング代表社員を兼任しておりますが、当社と同氏との間には、その他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役監査等委員眞家茂樹は、国内大手の法律事務所に在籍していた経歴を有しており、弁護士として豊富な実務経験及び企業法務やコンプライアンス等に関する専門的知識を有しております。同氏は当社新株予約権１個（普通株式5,000株）を保有しておりますが、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。また、同氏は、名古屋ユナイテッド・パートナーズ法律事務所パートナーを兼任しておりますが、当社と同氏との間には、その他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役監査等委員伊東政紀は、IT関連企業経営者として幅広い経験と高い見識を有しております。同氏は

当社普通株式5,000株及び新株予約権１個（普通株式5,000株）を保有しておりますが、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。また、同氏は、株式会社キュードーガ代表取締役を兼任しておりますが、当社と同氏との間には、その他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役の独立性に関する基準又は方針については特段定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

⑨　役員の報酬等

イ．発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	賞与	ストックオプション	
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	27,000	27,000	－	－	2
監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）	－	－	－	－	－
社外取締役（監査等委員）	3,600	3,600	－	－	3
計	30,600	30,600	－	－	5

（注）１．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、取締役を兼務しない執行役員（委任型）の報酬等は含まれておりません。

２．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額については、2020年８月19日開催の臨時株主総会において、総額として年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。

３．監査等委員である取締役の報酬限度額については、2020年８月19日開催の臨時株主総会において、総額として年額10,000千円以内と決議しております。

ロ．発行者の役員ごとの報酬の総額等

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ．役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）の報酬等については、2021年３月１日施行の改正会社法第361条第７項の規定に基づき、2021年２月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めております。

取締役の報酬等については、当社の企業価値の向上を促すとともに、各取締役の職責や貢献に見合った適正な水準とすることを基本方針とし、その構成は、当社の成長フェーズ、現状における業績及び財政状態等に鑑み、月例の確定額かつ金銭による固定報酬及び非金銭報酬であるストック・オプション報酬としております。

固定報酬の額は、月例の確定額かつ金銭による固定報酬とし、株主総会において決議された総枠の範囲内で、各取締役の役位、職責、当社の業績、一般的な報酬水準及び従業員給与等を考慮の上、総合的に勘案して決定しております。なお、取締役の固定報酬（金銭報酬）の限度額については、2020年８月19日開催の臨時株主総会において、総額として年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と定められております。

ストック・オプション報酬は、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、当社の成長フェーズ、当社の業績、財務状態及び資本政策等を総合的に勘案して、適切な時期に取締役に対して当社の新株予約権を付与することとしております。各取締役への新株予約権の付与個数は、各取締役の役位、職責、当社の業績、一般的な報酬水準及び従業員給与等を考慮の上、総合的

に勘案し、株主総会で決議された範囲内で決定することとしております。

監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会において決議された総枠の範囲内で、監査等委員会において決定しております。なお、監査等委員である取締役の報酬の限度額については、2020年８月19日開催の臨時株主総会において、総額として年額10,000千円以内と定められております。

ホ．期末現在の役員の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名、監査等委員である取締役３名であります。

⑩　取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名以内、監査等委員である取締役は５名以内とする旨を定款に定めております。

⑪　取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑫　株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑬　剰余金の配当等の決定

当社は、株主への機動的な利益還元及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、毎年12月31日（期末配当）及び毎年６月30日（中間配当）を基準日とする剰余金の配当及び自己株式の取得等、会社法第459条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

⑭　取締役の責任免除

当社は、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たすことができる環境を整備するため、会社法第426条第１項の規定に基づき、取締役会の決議によって、会社法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

⑮　責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。以下、本項において同じ。）及び会計監査人との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当社は、当該定款の定めに基づき、監査等委員である取締役全員との間において、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

また、当社は、当該定款の定めに基づき、会計監査人である東光監査法人との間において、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該会計監査人がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

⑯　株式の保有状況

該当事項はありません。

（2）【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	13,000	－
計	13,000	－

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、当社の規模及び特性、監査内容、監査日数等を勘案の上、監査公認会計士等と協議を行い、監査等委員会の同意の下、決定しております。

第６ 【経理の状況】

１．財務諸表の作成方法について

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

（２）当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116 条第3項で認められた会計基準のうち、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2021年１月１日から2021年12月31日まで）の財務諸表について、東光監査法人により監査を受けております。

３．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

４．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催する研修会に参加する等積極的な情報収集活動に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	223,558	198,703
売掛金	13,247	15,150
仕掛品	732	1,243
未収入金	2,003	0
前払費用	2,551	4,911
未収消費税等	3,562	－
未収還付法人税等	425	－
その他	5	5
流動資産合計	246,085	220,014
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	－	※1 115
工具、器具及び備品（純額）	※1 1,492	※1 1,268
有形固定資産合計	1,492	1,383
無形固定資産		
ソフトウェア	6,900	6,245
無形固定資産合計	6,900	6,245
投資その他の資産		
長期預金	※2 10,000	※2 20,000
差入保証金	1,119	1,119
保険積立金	15,907	－
その他	839	539
投資その他の資産合計	27,867	21,658
固定資産合計	36,259	29,287
資産合計	282,345	249,302

（単位：千円）

	前事業年度 （2020年12月31日）	当事業年度 （2021年12月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,305	854
短期借入金	※３ 10,000	※２、※３ 10,000
１年内返済予定の長期借入金	※２ 47,052	※２ 44,180
未払金	19,209	29,189
未払法人税等	1,368	1,989
未払消費税等	－	438
前受金	－	224
預り金	3,311	3,535
流動負債合計	82,246	90,412
固定負債		
長期借入金	※２ 160,532	※２ 116,512
長期預り保証金	2,060	2,060
固定負債合計	162,592	118,572
負債合計	244,838	208,984
純資産の部		
株主資本		
資本金	243,500	298,580
資本剰余金		
資本準備金	183,500	238,580
資本剰余金合計	183,500	238,580
利益剰余金		
その他利益剰余金	△389,493	△496,842
繰越利益剰余金	△389,493	△496,842
利益剰余金合計	△389,493	△496,842
株主資本合計	37,506	40,317
純資産合計	37,506	40,317
負債純資産合計	282,345	249,302

② 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2020年１月１日 至　2020年12月31日）	当事業年度 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）
売上高	98,214	127,340
売上原価	27,694	34,379
売上総利益	70,519	92,961
販売費及び一般管理費	※　174,515	※　186,789
営業損失（△）	△103,995	△93,828
営業外収益		
助成金収入	4,973	－
補助金収入	－	2,754
受取清算金	－	5,490
その他	523	434
営業外収益合計	5,497	8,678
営業外費用		
支払利息	1,995	1,152
支払保証料	611	427
株式交付費	－	10,735
上場関連費用	－	24,727
その他	55	－
営業外費用合計	2,662	37,042
経常損失（△）	△101,161	△122,192
特別利益		
保険解約返戻金	－	15,133
特別利益合計	－	15,133
税引前当期純損失（△）	△101,161	△107,058
法人税、住民税及び事業税	290	290
法人税等調整額	－	－
法人税等合計	290	290
当期純損失（△）	△101,451	△107,348

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 （自　2020年１月１日 至　2020年12月31日） 金額（千円）	構成（%）	当事業年度 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日） 金額（千円）	構成（%）
Ⅰ　労務費		11,409	40.4	13,465	38.6
Ⅱ　経費	※１	16,825	59.6	21,424	61.4
当期総製造費用		28,235	100.0	34,890	100.0
期首仕掛品たな卸高		192		732	
合計		28,427		35,622	
期末仕掛品たな卸高		732		1,243	
当期製品製造原価		27,694		34,379	
他勘定振替高		―		―	
売上原価		27,694		34,379	

（注）※１　主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
賃借料	10,794	11,799
外注加工費	4,906	7,945
通信費	787	1,173

（原価計算の方法）
当社の原価計算は、ジョブ別個別原価計算を採用しております。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	243,500	183,500	183,500	△286,201	△286,201	140,798	140,798
誤謬の訂正による累積的影響額				△1,840	△1,840	△1,840	△1,840
遡及処理後の当期首残高	243,500	183,500	183,500	△288,042	△288,042	138,957	138,957
当期変動額							
当期純損失（△）				△101,451	△101,451	△101,451	△101,451
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	△101,451	△101,451	△101,451	△101,451
当期末残高	243,500	183,500	183,500	△389,493	△389,493	37,506	37,506

当事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	243,500	183,500	183,500	△389,493	△389,493	37,506	37,506
当期変動額							
新株の発行	55,080	55,080	55,080			110,160	110,160
当期純損失（△）				△107,348	△107,348	△107,348	△107,348
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	55,080	55,080	55,080	△107,348	△107,348	2,811	2,811
当期末残高	298,580	238,580	238,580	△496,842	△496,842	40,317	40,317

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2020年１月１日 至　2020年12月31日）	当事業年度 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失（△）	△101,161	△107,058
減価償却費	436	2,347
受取利息及び受取配当金	△4	△2
支払利息	1,995	1,152
助成金収入	△4,973	－
補助金収入	－	△2,754
受取清算金	－	△5,490
株式交付費	－	10,735
上場関連費用	－	24,727
保険解約返戻金	－	△15,133
売上債権の増減額（△は増加）	5,205	△1,903
たな卸資産の増減額（△は増加）	△540	△510
前払費用の増減額（△は増加）	△215	△2,058
仕入債務の増減額（△は減少）	1,000	△450
未払金の増減額（△は減少）	12,355	△4,022
未払消費税等の増減額（△は減少）	－	438
その他	△5,930	5,187
小計	△91,832	△94,795
利息及び配当金の受取額	4	2
利息の支払額	△1,995	△942
助成金収入の受取額	4,973	－
補助金収入の受取額	－	2,754
清算金の受取額	－	5,490
保険解約返戻金の受取額	－	32,278
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△290	135
営業活動によるキャッシュ・フロー	△89,139	△55,077
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金等の預入による支出	△450	△10,450
定期預金等の払戻による収入	600	600
有形固定資産の取得による支出	△1,928	△781
無形固定資産の取得による支出	△6,900	△803
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,678	△11,435

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2020年１月１日 至　2020年12月31日）	当事業年度 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△16,660	－
長期借入れによる収入	185,000	－
長期借入金の返済による支出	△69,797	△46,892
株式の発行による収入	－	109,699
上場関連費用の支出	－	△21,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	98,543	41,807
現金及び現金同等物に係る換算差額	－	－
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	724	△24,704
現金及び現金同等物の期首残高	222,323	223,048
現金及び現金同等物の期末残高	※　223,048	※　198,343

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

該当事項はありません。

（重要な会計方針）

１．たな卸資産の評価基準及び評価方法

（１）仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

主として定率法並びに2016年以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物附属設備　　15年

工具、器具及び備品　　４～７年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

３．繰延資産の処理方法

（１）株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

５．収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2018年３月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2018年３月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点については、収益認識に関する注記に記載のとおりであります。

６．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

７．その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は、以下のとおりであります。

固定資産の減損損失の認識の要否

１．当事業年度の財務諸表に計上した金額

固定資産　　7,629千円

２．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、継続的に営業損失が計上されていることから、減損の兆候があると判断し、回収可能性のテストを行っております。

回収可能性のテストの結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額7,629千円（有形固定資産1,383千円、無形固定資産6,245千円）を上回ると判断したため、減損損失は計上しておりません。

（未適用の会計基準等）

（収益認識に関する会計基準）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日　企業会計基準委員会）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2021年３月26日企業会計基準委員会）

１．概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年５月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年１月１日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の１つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

２．適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

３．当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（時価の算定に関する会計基準等）

・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日　企業会計基準委員会）
・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号　2019年７月４日　企業会計基準委員会）
・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日　企業会計基準委員会）
・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日　企業会計基準委員会）
・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日　企業会計基準委員会）

１．概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards Codification のTopic820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準の整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものであります。

企業会計基準委員会の時価算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

２．適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

３．当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（表示方法の変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

（追加情報）

１．新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当社の事業領域においても営業活動の大幅な制限が発生しております。このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の影響については、会計上の見積りを行う上での参考となる前例がなく、今後の広がり方や収束時期等については統一的な見解がないため、今後の当社への影響を予測することは極めて困難ではありますが、ある一定の仮定に基づいて固定資産の減損テストの判定等の会計上の見積りを実施し、会計処理に反映しております。一定の仮定としては、翌事業年度末までには新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束し、経済活動状況が新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準まで回復するものとしております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動への影響については不確定要素が多く、上記の仮定に変化が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に少なからず影響を及ぼす可能性があります。

２．当社の会計監査人でありましたPwC京都監査法人との間の監査報酬の精算について

当社は、会計監査人でありましたPwC京都監査法人との間の監査契約を2020年12月16日付で合意解除しております。前事業年度においては、同監査法人に対する報酬等の額について、当初の監査契約に基づく最大額として、当社から同監査法人に対して支払済みの金額を費用計上しておりましたが、同監査法人との間の協議の結果、同監査法人による業務の適正性、合意解除後の一連の経緯や時間の経過等の諸般の事情を勘案し、2021年６月11日付の合意書に基づき、同監査法人から当社に対して、「清算金」として6,039千円（税込）が支払われております。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2020年12月31日）	当事業年度 （2021年12月31日）
建物附属設備	－千円	2千円
工具、器具及び備品	436 〃	1,323 〃
計	436千円	1,326千円

※２　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2020年12月31日）	当事業年度 （2021年12月31日）
長期預金	10,000千円	20,000千円
計	10,000千円	20,000千円

	前事業年度 （2020年12月31日）	当事業年度 （2021年12月31日）
短期借入金	－千円	10,000千円
１年内返済予定の長期借入金	1,980 〃	1,980 〃
長期借入金	2,905 〃	925 〃
計	4,885千円	12,905千円

※３　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2020年12月31日）	当事業年度 （2021年12月31日）
当座貸越極度額	10,000千円	10,000千円
借入実行残高	10,000 〃	10,000 〃
差引額	－千円	－千円

（損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2020年１月１日 至　2020年12月31日）	当事業年度 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）
役員報酬	23,632千円	36,883千円
給料手当	59,918 〃	57,804 〃
支払報酬	27,495 〃	18,912 〃
おおよその割合		
販売費	6.2%	4.9%
一般管理費	93.8%	95.1%

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	524	－	－	524
合計	524	－	－	524
自己株式				
普通株式	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度期末	
発行者	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
合計		－	－	－	－	－	－

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	524	2,711,276	－	2,711,800
合計	524	2,711,276	－	2,711,800
自己株式				
普通株式	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

（注）　普通株式の発行済株式総数の増加の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加　2,619,476株

特定投資家向け取得勧誘による新株式の発行による増加　91,800株

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度期末	
発行者	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
合計		－	－	－	－	－	－

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2020年１月１日 至　2020年12月31日）	当事業年度 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）
現金及び預金	223,558千円	198,703千円
預入期間が３か月を超える定期預金	△510　〃	△360　〃
現金及び現金同等物	223,048千円	198,343千円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、増資及び銀行等の金融機関からの借入により資金を調達しております。また、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、差入保証金は、本社オフィスの賃借に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのすべてが１年以内の支払期日であります。短期借入金及び長期借入金は、運転資金又は設備投資等に係る資金調達であります。営業債務及び借入金は、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、与信管理規程に従って、取引先別に与信限度額を定めるとともに、回収期日及び残高を管理するとともに、入金状況を事業部門と随時共有しております。これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減、早期対応を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）２．参照）。

前事業年度（2020年12月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（１）現金及び預金	223,558	223,558	－
（２）売掛金	13,247	13,247	－
（３）未収入金	2,003	2,003	－
（４）長期預金	10,000	10,005	5
資産計	248,808	248,813	5
（１）買掛金	1,305	1,305	－
（２）未払金	19,209	19,209	－
（３）短期借入金	10,000	10,000	－
（４）長期借入金	207,584	197,572	△10,011
負債計	238,098	228,086	△10,011

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

（１）現金及び預金、（２）売掛金及び（３）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（４）長期預金

長期性定期預金の時価については、新規に同様の預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いて算出する方法によっております。

負債

（１）買掛金、（２）未払金及び（３）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（４）長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、１年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

差入保証金（貸借対照表計上額1,119千円）及び長期預り保証金（貸借対照表計上額2,060千円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、上表には含めておりません。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	223,558	－	－	－
売掛金	13,247	－	－	－
未収入金	2,003	－	－	－
長期預金	－	10,000	－	－
合計	238,808	10,000	－	－

４．長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
短期借入金	10,000	－	－	－	－	－
長期借入金	47,052	44,430	33,158	26,868	24,224	31,852
合計	57,052	44,430	33,158	26,868	24,224	31,852

当事業年度（2021年12月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（１）現金及び預金	198,703	198,703	－
（２）売掛金	15,150	15,150	－
（３）長期預金	20,000	19,997	△2
資産計	233,853	233,850	△2
（１）買掛金	854	854	－
（２）未払金	29,189	29,189	－
（３）短期借入金	10,000	10,000	－
（４）長期借入金	160,692	153,708	△6,983
負債計	200,735	193,751	△6,983

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

（１）現金及び預金、（２）売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）長期預金

長期性定期預金の時価については、新規に同様の預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いて算出する方法によっております。

負債

（１）買掛金、（２）未払金及び（３）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（４）長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、１年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

差入保証金（貸借対照表計上額1,119千円）及び長期預り保証金（貸借対照表計上額2,060千円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、上表には含めておりません。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	198,703	－	－	－
売掛金	15,150	－	－	－
長期預金	－	20,000	－	－
合計	213,853	20,000	－	－

４．長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
短期借入金	10,000	－	－	－	－	－
長期借入金	44,180	33,158	26,868	24,224	21,512	10,750
合計	54,180	33,158	26,868	24,224	21,512	10,750

（有価証券関係）

前事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（１）ストック・オプションの内容

	第２回新株予約権	第３回新株予約権
決議年月日	2016年３月29日	2019年３月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　１名 当社従業員　３名	当社従業員　４名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式 250,000株	普通株式 30,000株
付与日	2016年３月30日	2019年３月27日
権利確定条件	（注）２	（注）２
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	2018年３月31日から 2026年３月30日まで	2021年３月28日から 2029年３月27日まで

	第４回新株予約権	第５回新株予約権
決議年月日	2021年３月24日	2021年９月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　３名 当社従業員　６名	当社従業員　４名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式 115,000株	普通株式 40,000株
付与日	2021年4月14日	2021年10月13日
権利確定条件	（注）２	（注）２
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	2023年４月15日から 2031年３月23日まで	2023年10月14日から 2031年９月29日まで

（注）１．株式数に換算して記載しております。なお、2021年９月15日開催の取締役会決議により、2021年９月30日付で普通株式１株につき5,000株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数を記載しております。

２．「第５【発行者の状況】１【株式等の状況】（２）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

当事業年度（2021年12月期）において存在していたストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

	第２回新株予約権	第３回新株予約権
権利確定前（株）		
前事業年度末	－	30,000
付与	－	－
失効	－	－
権利確定	－	30,000
未確定残	－	－
権利確定後（株）		
前事業年度末	250,000	－
権利確定	－	30,000
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	250,000	30,000

	第４回新株予約権	第５回新株予約権
権利確定前（株）		
前事業年度末	－	－
付与	115,000	40,000
失効	－	－
権利確定	－	－
未確定残	115,000	40,000
権利確定後（株）		
前事業年度末	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	－	－

（注）2021年９月15日開催の取締役会決議により、2021年９月30日付で普通株式１株につき5,000株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第２回新株予約権	第３回新株予約権
権利行使価格（円）	400	500
行使時平均株価（円）	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	－

	第４回新株予約権	第５回新株予約権
権利行使価格（円）	500	500
行使時平均株価（円）	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	－

（注）2021年９月15日開催の取締役会決議により、2021年９月30日付で普通株式１株につき5,000株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法及び類似会社比準法により算定した価格を用いております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	－ 千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	－ 千円

（税効果会計関係）

前事業年度（2020年12月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	200 千円
減価償却超過額	457 〃
税務上の繰越欠損金 （注）	115,543 〃
繰延税金資産小計	116,201 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 （注）	△115,543 〃
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△657 〃
評価性引当額小計	△116,201 千円
繰延税金資産合計	－ 千円
繰延税金負債	－ 〃
繰延税金資産純額	－ 千円

（注） 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）	合計（千円）
税務上の繰越欠損金 ※	－	－	－	－	－	115,543	115,543
評価性引当額	－	－	－	－	－	△115,543	△115,543
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度（2021年12月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	520千円
減価償却超過額	207 〃
税務上の繰越欠損金 （注）２	147,964 〃
繰延税金資産小計	148,692千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 （注）２	△147,964 〃
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△727 〃
評価性引当額小計 （注）１	△148,692千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	－ 〃
繰延税金資産純額	－千円

（注）１．評価性引当額が、前事業年度に比べ32,491千円増加しております。これは主に、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が32,421千円増加したことによるものであります。

２．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）	合計（千円）
税務上の繰越欠損金 ※	－	－	－	－	－	147,964	147,964
評価性引当額	－	－	－	－	－	△147,964	△147,964
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

（持分法損益等）

前事業年度（自　2020年1月1日　至　2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年1月1日　至　2021年12月31日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

当事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自　2020年1月1日　至　2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年1月1日　至　2021年12月31日）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

前事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

当社は、音の信号処理に基づくソフトウェアの研究開発をベースとして事業を展開しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点は、以下のとおりであります。

１．ライセンス供与による収益

当社は、顧客との契約に基づき、当社が開発した技術に関するライセンスを供与しております。当該ライセンスは使用権の供与であり、顧客において当該ライセンスの使用が可能となることにより主な履行義務が充足されると判断しており、ライセンスを供与した時点で収益を認識しております。

２．役務の提供から生じる収益

当社は、顧客との契約に基づき、スマートフォン・アプリケーションのカスタマイズ等の役務の提供を行っております。当該役務の提供が完了することにより主な履行義務が充足されると判断しており、役務の提供の完了時点で収益を認識しております。

当事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

当社は、音の信号処理に基づくソフトウェア（音響通信／「音」の同期、認証技術等）の研究開発及びこれらの成果に基づく独自の音響通信ソリューションの提供を主な事業としております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点は、以下のとおりであります。

１．ライセンス供与による収益

当社は、顧客との契約に基づき、当社が開発した技術に関するライセンスを供与しております。当該ライセンスは使用権の供与であり、顧客において当該ライセンスの使用が可能となることにより主な履行義務が充足されると判断しており、ライセンスを供与した時点で収益を認識しております。

２．役務の提供から生じる収益

当社は、顧客との契約に基づき、スマートフォン・アプリケーションのカスタマイズ等の役務の提供を行っております。当該役務の提供が完了することにより主な履行義務が充足されると判断しており、役務の提供の完了時点で収益を認識しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社スイッチメディア	24,000
株式会社リコー	21,000

当事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社スイッチメディア	24,000

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	瀧川　淳	－	－	当社代表取締役	被所有 直接 19.1% 間接 36.3%	当社代表取締役	当社の銀行借入に対する債務被保証	68,346	－	－

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．金融機関からの借入に対して債務保証を受けており、取引金額には当事業年度末日における保証残高を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。

当事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	瀧川　淳	－	－	当社代表取締役	被所有 直接 18.4% 間接 35.0%	当社代表取締役	当社の銀行借入に対する債務被保証	40,157	－	－

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．金融機関からの借入に対して債務保証を受けており、取引金額には当事業年度末日における保証残高を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2020年１月１日 至　2020年12月31日）	当事業年度 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）
１株当たり純資産額	14.31円	14.87円
１株当たり当期純損失（△）	△38.72円	△40.93円

（注）１．2021年９月30日付で普通株式１株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失を算定しております。
２．当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
３．前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、１株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
４．１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2020年１月１日 至　2020年12月31日）	当事業年度 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）
当期純損失（△）（千円）	△101,451	△107,348
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純損失（△）（千円）	△101,451	△107,348
普通株式の期中平均株式数（株）	2,620,000	2,622,767
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権２種類 （新株予約権の数　56個）	新株予約権４種類 （新株予約権の数　40,079個）

５．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （2020年12月31日）	当事業年度 （2021年12月31日）
純資産の部の合計額（千円）	37,506	40,317
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	－	－
（うち新株予約権）（千円）	（－）	（－）
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	37,506	40,317
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	2,620,000	2,711,800

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物附属設備	－	118	－	118	2	2	115
工具、器具及び備品	1,928	663	－	2,592	1,323	887	1,268
有形固定資産計	1,928	781	－	2,710	1,326	890	1,383
無形固定資産							
ソフトウェア	6,900	803	－	7,703	1,457	1,457	6,245
無形固定資産計	6,900	803	－	7,703	1,457	1,457	6,245
長期前払費用	779	－	300	479	－	－	479

（注）当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品	ＰＣ４台の購入	663千円
ソフトウェア	社内業務基幹システム	803千円

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（％）	返済期限
短期借入金	10,000	10,000	1.48	－
１年以内に返済予定の長期借入金	47,052	44,180	1.03	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	160,532	116,512	1.23	2023年１月31日～2027年７月６日
合計	217,584	170,692	－	－

（注）１．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金及びリース債務（１年内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	33,158	26,868	24,224	21,512

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	82
預金	
普通預金	198,261
定期預金	－
定期積金	360
計	198,621
合計	198,703

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社スイッチメディア	4,400
株式会社博報堂DYホールディングス	3,300
株式会社サンライズ社	1,980
東宝株式会社	1,947
その他	3,523
合計	15,150

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
13,247	139,943	138,039	15,150	90.1	37

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 仕掛品

区分	金額（千円）
労務費	1,043
経費	200
合計	1,243

④ 長期預金

区分	金額（千円）
株式会社みずほ銀行	10,000
株式会社商工組合中央金庫	10,000
合計	20,000

⑤　買掛金

相手先	金額（千円）
特定非営利活動法人メディア・アクセス・サポートセンター	770
株式会社IDCフロンティア	48
株式会社イヤホンガイド	15
松竹株式会社	15
楽天コミュニケーションズ株式会社	5
合計	854

⑥　未払金

相手先	金額（千円）
株式会社アイ・アールジャパン	7,700
株式会社東京証券取引所	3,409
アメリカン・エキスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド	3,408
アイザワ証券株式会社	3,300
TMI総合法律事務所	2,030
その他	9,341
合計	29,189

⑦　１年内返済予定の長期借入金

区分	金額（千円）
株式会社日本政策金融公庫	19,532
城南信用金庫	8,616
株式会社商工組合中央金庫	8,880
株式会社きらぼし銀行	4,296
株式会社三井住友銀行	2,856
合計	44,180

⑧　長期借入金（１年内返済予定を除く。）

区分	金額（千円）
株式会社日本政策金融公庫	42,122
城南信用金庫	35,820
株式会社商工組合中央金庫	24,470
株式会社三井住友銀行	13,098
株式会社きらぼし銀行	1,002
合計	116,512

(3)　【その他】

該当事項はありません。

第７ 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８ 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年１月１日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から３か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年６月30日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	―
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URL：https://www.evixar.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第１ 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月31日

エヴィクサー株式会社
取 締 役 会　御中

東光監査法人
東京都千代田区
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　佐藤　明宏
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　照井　慎平

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエヴィクサー株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エヴィクサー株式会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上